第　２　期

広尾町子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

令和２ 年 １１ 月（改訂版）

広　尾　町

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　３　計画作成時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

　４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

　５　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　２　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　３　基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第３章　広尾町の子ども・子育てを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・１０

　１　人口・世帯・人口動態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

　２　広尾町の子ども・子育て支援の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第４章　教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

　１　教育・保育提供区域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

　２　教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第５章　教育・保育施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

　１　量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

　２　提供体制の確保と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

　３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） ・・・・・・・２１

　４　教育・保育施設の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保・・・・・・・・２３

第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・２４

　１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策・・・・・・・・・２４

　２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・２９

第７章　子ども・子育て支援関連施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・３０

　１　児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

　２　ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

　３　障害児施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

　４　仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進・・・・・・・・・・・３２

第８章　次世代育成支援行動計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

　１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

　２　基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

　３　対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

　４　一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設・・・・・・・・・・・・３４

　５　施設の取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

　６　健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる・・・・・・・・・・・３７

　７　社会で生き抜く力を育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

　８　生涯を学びゆとりを育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

　９　「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について・・・・・４２

第９章　子どもの貧困対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

　１　基本目標実現のための基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・４３

　２　北海道の計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

　３　町が行う具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

　４　小学高学年・中学生・高校生本人及びその保護者へのアンケート実施・・４７

第１０章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

　１　関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

　２　役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

３　計画の達成状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

広尾町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果報告書【概要版】・・ ５２

広尾町子どもの生活実態（貧困対策）に関する調査結果報告書【概要版】・・・ 7６

第1章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども·子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成１１年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成１５年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

　広尾町においては、平成２６年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として平成２７年４月から平成３１年３月を１期として「広尾町子ども·子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を策定しました。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうした「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。このような状況において、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

２　計画の位置づけ

支援事業計画は、子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づき、広尾町の子どもと子育て家庭を対象として、広尾町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

　また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

　策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定し、その取り組みの子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

# ■子どもの対象範囲について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ０歳 | ０歳 | １歳 | １～５歳 | ６歳 | ６～11歳 | 12歳 | 12～17歳 | 18歳 |
|  | 乳児期 |  | 幼児期 |  | 学童期  ※学校教育を除く  放課後 |  | 対象範囲外 |  |
| 子ども・子育て支援法（中心対象年齢） | | | | | |

広尾町次世代育成支援行動計画　後期計画

広尾町生涯学習推進計画

北海道母子家庭等自立促進計画

広尾町障害者計画　　など　　　　　　　　子ども・子育て支援法に基づく基本指針　第三・6

■関連計画

整合

第２期　広尾町

子ども·子育て支援事業計画

■上位計画

第６次 広尾町まちづくり推進総合計画

整合

子ども·子育て関連3法

◎子ども・子育て支援法

◎認定こども園法

◎関連整備法

■根拠法令

３　計画作成時期

　支援事業計画の作成時期は、令和２年３月です。

４　計画期間

　第２期の支援事業計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

　本町は、子ども・子育て支援法第６１条に基づき、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画とします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成２７ | 平成２８ | 平成２９ | 平成３０ | 平成３１ | 令和２ | 令和３ | 令和４ | 令和５ | 令和６ |
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１期計画期間 |  |  |  |  |  | 第２期計画期間 |

５　計画の策定体制

# ①子ども子育て会議の設置

　支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「広尾町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

意見

反映

調整・連携

運営事務

広尾町（計画決定・実行機関）

子ども・子育て会議

（審議等機関）

子育て支援室

（事務局機能）

町民アンケート

パブリックコメント

等

庁内関連部署

報告

意見

反映

住民

関係団体

事業者　等

運営事務

調整・連携

庁内関連部署

担当課

（事務局機能）

答申

諮問

子ども・子育て会議

（審議等機関）

意見

反映

住民

関係団体

事業者　等

運営事務

調整・連携

庁内関連部署

担当課

（事務局機能）

答申

諮問

子ども・子育て会議

（審議等機関）

# ②未就学児童及び小学校児童のいる世帯アンケートの実施

# 本町では、平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成２７年度から

# ３１年度までを１期とする子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

　　子ども・子育て支援法に規定される第２期の支援事業計画を策定するにあたって、需要量

設定のため、ニーズ調査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 区分 | 配付数 | 回収数 | 回収率 |
| 調査対象 | 未就学児童のいる世帯 | 197件 | 160件 | 81.2％ |
| 小学生児童のいる世帯 | 106件 | 29件 | 27.4％ |
| 調査期間 | 平成30年10月11日 ～ 平成30年11月26日 | | | |
| 調査方法 | 保育所、幼稚園は配布・回収、その他は郵送配布・郵送にて回収 | | | |

　子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成しました。

※広尾町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果報告書【概要版】Ｐ５2～Ｐ７5

第２章　基本的な考え方

１　目的

広尾町の子ども·子育て支援事業は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援

給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、少子化の流れを緩和し、少しでも子どもを生み育てやすい環境を整え、行政と地域がそれぞれの役割を担いながら子育てが楽しいまちづくりを進め、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

２　基本理念

**住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり**

　広尾町の子ども·子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員と

して掛け替えのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての町民に共通する

願いでもあります。

　子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

　子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも替えがたい大きな喜びとなるもので、日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がと

もに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

これから本格的に到来する人口減少社会に向けて、子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する地域社会の実現を図ります。

　子ども・子育て支援法により、子ども・子育ては父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力してまいります。

３　基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

○　子どもの視点

　子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

　子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育を行い、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるよう配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

○　親育ちの視点　など

　子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

　そのために、親として自覚と責任を高め、心ゆたかな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

〇　子どもの育ちに関する理念

1. 乳児期

　乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

1. 幼児期　3歳未満

　おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持ちます。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになります。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくことになります。

③　幼児期　3歳以上

　おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、物や人との関わりにおける自己表現を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

④　学童期

　小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

第３章　広尾町の子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口・世帯・人口動態等

# （１）人口の推移（資料：国勢調査）

国勢調査による人口は、昭和４０年の１３，５９８人をピークに年々減少し、年齢別人口では、６５歳以上の人口が増加しています。

また、０～１４歳の年少人口が平成12年から令和元年までの２0年間で845人減少し、

益々少子高齢化が進んでいます。

　人口・世帯数の推移

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 総数 | 男性数 | 女性数 | 世帯数 |
| 平成１２年 | ８，９７５人 | ４，３５２人 | ４，６２３人 | ３，３２８世帯 |
| 平成１７年 | ８，３２５人 | ４，０１５人 | ４，３１０人 | ３，２５９世帯 |
| 平成２２年 | ７，８８１人 | ３，８３９人 | ４，０４２人 | ３，２９４世帯 |
| 平成２７年 | ７，０３０人 | ３，３５７人 | ３，６７３人 | ３，１４７世帯 |
| 令和元年10月 | ６，６９０人 | ３，２１６人 | ３，４７４人 | ３，３２９世帯 |

　※令和元年10月に関しては、住民基本台帳によるものです

年齢別人口構成の推移（３区分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 総数 | ０～１４歳 | １５～６４歳 | ６５歳以上 |
| 平成１２年 | ８，９７５人 | １，４８２人 | ５，６４２人 | １，８５１人 |
| 平成１７年 | ８，３２５人 | １，１９１人 | ４，９９７人 | ２，１３７人 |
| 平成２２年 | ７，８８１人 | １，０１１人 | ４，５９３人 | ２，２７７人 |
| 平成２７年 | ７，０３０人 | ７５７人 | ３，８２２人 | ２，４５１人 |
| 令和元年10月 | ６，６９０人 | ６３４人 | ３，４９８人 | ２，５５８人 |

※令和元年10月に関しては、住民基本台帳によるものです

# （2）第２期内の人口推計（町独自推計）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※令和元年の人数については、元年１０月現在確認している人数です

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 令和元年時生年月日 | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次年度０歳児予定 | 平成３１年４月２日～令和２年４月１日 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ０歳児 | 平成３０年４月２日～平成３１年４月１日 | ３７人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1歳児 | 平成29年４月２日～平成３0年４月１日 | ４４人 | ３７人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| 2歳児 | 平成28年４月２日～平成29年４月１日 | ４３人 | ４４人 | ３７人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| 小　　　　　　計 | | ８７人 | ８１人 | ６２人 | ５０人 | ５０人 | ５０人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3歳児 | 平成27年４月２日～平成28年４月１日 | ３４人 | ４３人 | ４４人 | ３７人 | ２５人 | ２５人 |
| 4歳児 | 平成26年４月２日～平成27年４月１日 | ４７人 | ３４人 | ４３人 | ４４人 | ３７人 | ２５人 |
| 5歳児 | 平成25年４月２日～平成26年４月１日 | ３６人 | ４７人 | ３４人 | ４３人 | ４４人 | ３７人 |
| 小　　　　　　計 | | １１７人 | １２４人 | １２１人 | １２４人 | １０６人 | ８７人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 6歳児 | 平成24年４月２日～平成25年４月１日 小学１年生 | ４２人 | ３６人 | ４７人 | ３４人 | ４３人 | ４４人 |
| 7歳児 | 平成23年４月２日～平成24年４月１日 小学２年生 | ３３人 | ４２人 | ３６人 | ４７人 | ３４人 | ４３人 |
| 8歳児 | 平成22年４月２日～平成23年４月１日 小学３年生 | ４４人 | ３３人 | ４２人 | ３６人 | ４７人 | ３４人 |
| 小　　　　　　計 | | １１９人 | １１１人 | １２５人 | １１７人 | １２４人 | １２1人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 9歳児 | 平成21年４月２日～平成22年４月１日 小学４年生 | ５６人 | ４４人 | ３３人 | ４２人 | ３６人 | ４７人 |
| 10歳児 | 平成20年４月２日～平成21年４月１日 小学５年生 | ４０人 | ５６人 | ４４人 | ３３人 | ４２人 | ３６人 |
| 11歳児 | 平成19年４月２日～平成20年４月１日 小学6年生 | ４６人 | ４０人 | ５６人 | ４４人 | ３３人 | ４２人 |
| 小　　　　　　計 | | １４２人 | １４０人 | １３３人 | １１９人 | １１１人 | １２5人 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 12歳児 | 平成18年４月２日～平成19年４月１日 中学１年生 | ４６人 | ４６人 | ４０人 | ５６人 | ４４人 | ３３人 |
| 13歳児 | 平成17年４月２日～平成18年４月１日 中学２年生 | ５０人 | ４６人 | ４６人 | ４０人 | ５６人 | ４４人 |
| 14歳児 | 平成16年４月２日～平成17年４月１日 中学３年生 | ６０人 | ５０人 | ４６人 | ４６人 | ４０人 | ５６人 |
| 小　　　　　　計 | | １５６人 | １４２人 | １３２人 | １４２人 | １４０人 | １３３人 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 合　　　　　　計 | ６８３人 | ６４８人 | ６２３人 | ６０２人 | ５８１人 | ５６６人 |

２　広尾町の子ども・子育て支援の課題

# □地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

○身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制を今以上に確保していきます。

○ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善を図ります。

○社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニ

　ーズも多様化にあわせた、教育・保育のメニューの充実を図ります。

○「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブへのニーズが高く、引き続き支援を行っていきます。

○一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備を図ります。

○就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、さまざまな場面を通じて、家

　庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげるよう努力していきます。

○子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大を図ります。

# □家庭・地域の子育て支援を充実

○地域の実情に応じた提供対策を図ります。

○子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障害児や発達が気になる子など特別な支援

　が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援を行います。

○核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民

　が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、

　地域全体で子育てを支えて行く努力をします。

# □幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していま

　す。

○教育と保育の一体的提供をすることでの、より質の高い教育・保育の提供を進めます。

# □子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

　子どもの育ちや子育てをめぐる環境を考えるとき、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していきます。

1. 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
2. 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
3. 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめ非正規雇用割合も高まっています。
4. 子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
5. 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

⑥ 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

第４章　教育・保育提供区域の設定

１　教育・保育提供区域の考え方

区域内において供給不足が生じた場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされています。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、ＮＰＯ法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

２　教育・保育提供区域の設定

# １　広尾町における教育・保育提供区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 区域設定 | 考え方 |
| 1号認定（3～5歳） | 町内全域 | 教育・保育の区域設定については広尾町内全域を１区域として設定しています。 |
| 2号認定（3～5歳） |
| 3号認定（0歳） |
| 3号認定（1～2歳） |

# ２　地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から広尾町全域を基本とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 11事業 | 提供区域 | 考え方 |
| 利用者支援に関する事業  子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等 | 町内全域 | 教育・保育施設の活動の一環であるため、広尾町内全域としています。 |
| 地域子育て支援拠点事業  公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等 | 町内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、広尾町内全域としています。 |
| 妊婦に対して健康診査を実施する事業  妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業 | 町内全域 | 現状どおり、広尾町内全域としています。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業  こんにちは赤ちゃん事業 | 町内全域 | 現状どおり、広尾町内全域としています。 |
| 養育支援訪問事業  養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等） | 町内全域 | 現状どおり、広尾町内全域としています。 |
| 子育て短期支援事業  ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う | 町内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、広尾町内全域としています。 |
| 子育て援助活動支援事業  ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施 | 町内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、広尾町内全域としています。 |
| 一時預かり事業  保育所その他の場所において、児童を一時的に預かる事業 | 町内全域 | 教育・保育施設での利用も含むため、広尾町内全域としています。 |
| 時間外保育事業  延長保育・休日保育 | 町内全域 | 通常利用する施設等での利用が想定されるため、広尾町内全域としています。 |
| 病児・病後児保育事業  保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業 | 町内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、広尾町内全域としています。 |
| 放課後児童健全育成事業  放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業 | 町内全域 | 広尾町内全域としています。 |

　子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となること。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができるとされています。

第５章　教育・保育施設の充実

１　量の見込み

支援事業計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針により、本町は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定します。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第１９条等）

保護者の申請を受けた広尾町が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象年齢 | 保育の必要性 | 利用施設 |
| 1号認定 | ３～５歳 | 幼児期の学校教育  （教育標準時間認定） | 主に幼稚園、  認定こども園に該当 |
| 2号認定 | ３～５歳 | 保育の必要性あり  （保育認定） | 主に保育所、  認定こども園に該当 |
| 3号認定 | ０歳、  1～２歳 | 保育の必要性あり  （保育認定） | 保育所　認定こども園、  地域型保育に該当 |

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

# 就学前の人口及び入園（所）者等の推計

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 人口、認定、家庭状況等 | 令和元年 | 元年人口対の割合 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |
| 次年度０歳児予定 | ６カ月以上 | ２５人 | ― | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| ０歳児 | 人口 | ３７人 | ― | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| ３号認定入所者 | ６人 | １６．２％ | ４人 | ４人 | ４人 | ４人 | ４人 |
| 家庭等 | ３１人 | ８３．８％ | ２１人 | ２１人 | ２１人 | ２１人 | ２１人 |
| 家庭等のうち待機者 | 0人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| １歳児 | 人口 | ４４人 | ― | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| ３号認定入所者 | １３人 | ２９．５％ | ７人 | ７人 | ７人 | ７人 | ７人 |
| 家庭等 | ３１人 | ７０．５％ | １８人 | １８人 | １８人 | １８人 | １８人 |
| 家庭等のうち待機者 | ３人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| ２歳児 | 人口 | ４３人 | ― | ４４人 | ３７人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 |
| ３号認定入所者 | ２５人 | ５８．１％ | ２６人 | ２２人 | １５人 | １５人 | １５人 |
| 家庭等 | １８人 | ４１．９％ | １８人 | １５人 | １０人 | １０人 | １０人 |
| 家庭等のうち待機者 | ５人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| ３歳児 | 人口 | ３４人 | ― | ４３人 | ４４人 | ３７人 | ２５人 | ２５人 |
| １号認定入所者 | ９人 | ２６．５％ | １１人 | １２人 | １０人 | ７人 | ７人 |
| ２号認定入所者 | ２４人 | ７０．５％ | ３２人 | ３２人 | ２７人 | １８人 | １８人 |
| 家庭等 | １人 | ３．０％ | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 家庭等のうち待機者 | ０人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| ４歳児 | 人口 | ４７人 | ― | ３４人 | ４３人 | ４４人 | ３７人 | ２５人 |
| １号認定入所者 | １９人 | ４０．４％ | １４人 | １７人 | １８人 | １５人 | １０人 |
| ２号認定入所者 | ２８人 | ５９．６％ | ２０人 | ２６人 | ２６人 | ２２人 | １５人 |
| 家庭等 | ０人 | ０．０％ | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 家庭等のうち待機者 | ０人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| ５歳児 | 人口 | ３６人 | ― | ４７人 | ３４人 | ４３人 | ４４人 | ３７人 |
| １号認定入所者 | ９人 | ２５．０％ | １２人 | ９人 | １１人 | １１人 | ９人 |
| ２号認定入所者 | ２６人 | ７２．２％ | ３５人 | ２６人 | ３２人 | ３３人 | ２８人 |
| 家庭等 | １人 | ２．８％ | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 家庭等のうち待機者 | ０人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 合　計 | 人口 | 241人 | １００．０％ | 230人 | 208人 | 199人 | 181人 | 162人 |
| １号認定入所者 | 37人 | １５．３％ | 37人 | 38人 | 38人 | 33人 | 26人 |
| ２号認定入所者 | 78人 | ３２．４％ | 87人 | 83人 | 86人 | 73人 | ６１人 |
| ３号認定入所者 | ４４人 | １８．３％ | ４１人 | ３３人 | ２６人 | ２６人 | ２６人 |
| 家庭等 | ８２人 | ３４．０％ | ６５人 | ５４人 | ４９人 | ４９人 | ４９人 |
| 家庭等のうち待機者 | 8人 | ― | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |

２　提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込（必要利用定員総数）と確保方策を設定します。

（１）１号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望**）**

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 140 | 140 | 140 | 140 | 37 | **37** | | **38** | **38** | **33** | | **26** |
| 確保方策 | 140 | 140 | 140 | 140 | 37 | **37** | | **38** | **38** | **33** | | **26** |
| 実績 | 34 | 29 | 21 | 20 | **36** | |  |  |  |  |  | |

# （２）２号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 186 | 102 | 102 | 102 | 78 | **87** | **83** | **86** | **73** | | **61** |
| 確保方策 | 186 | 102 | 102 | 102 | 78 | **87** | **83** | **86** | **73** | | **61** |
| 実績 | 91 | 89 | 88 | 90 | **79** |  |  |  |  |  | |

# （３）３号認定（０歳、保育所を利用希望）

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | **4** | **4** | **4** | **4** | | **4** |
| 確保方策 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | **4** | **4** | **4** | **4** | | **4** |
| 実績 | 1 | 7 | 10 | 6 | **6** |  |  |  |  |  | |

# （４）３号認定（１・２歳、保育所を利用希望）

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 21 | 37 | 37 | 37 | 38 | **37** | **29** | **22** | **22** | | **22** |
| 確保策 | 21 | 37 | 37 | 37 | 38 | **37** | **29** | **22** | **22** | | **22** |
| 実績 | 35 | 30 | 29 | 34 | **39** |  |  |  |  |  | |

３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備を行い、平成３１年４月から認定子ども園が開園されました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進をしていきます。

・認定こども園については、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みが、平成１８年度に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園」がスタートしました。

　保護者が働いている、働いていないに関わらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能で、これにより、子どもの育ちに大切な集団規模が確保できます。

　地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提供し、子育て支援を行う機能で、育児不安の大きい専業主婦家庭などへの支援の拡充が図られます。このように、「認定こども園」は、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設で、質の高い幼児期の学校教育・保育が提供されます。

・認定子ども園、保育所の体制強化、小学校教育との円滑な接続

　小学校への接続が円滑に行われるようにするため、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められます。  
　小学校以降の生活や学習の基盤は、様々な人との出会い、自然や動物との触れ合い体験など、幼児期の発達にとって必要な事柄を経験することにより育成されるものであります。幼児の指導に当たっては、幼児一人ひとりが幼児期にふさわしい生活を十分に体験できるようにし、物事に進んで取り組む意欲と自信を身に付けさせるとともに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うことに十分配慮することが大切です。また、その際には、小学校における生活科などとの関連に留意し、主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮する必要があります。

・０～２歳に係る取り組みと３～５歳に係る取り組みの連携　等

　０～２歳の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要です。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要です。また、一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要です。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要です。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められます。

　３歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要です。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中にあって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要です。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものであります。保育者は、一人ひとりの幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められます。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮します。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



（出典：内閣府パンフレット）

４　教育・保育施設の質の向上

少子化に伴い、入所児童数の減少傾向による少人数化のため、子どもの成長過程においても人間関係が希薄になるなど影響があります。また、施設の小規模化により、同年齢の子ども同士が切磋琢磨して育ちあう場の減少や人間関係及び交友関係の固定化、大勢の中で活動体験を通して多くの学びを受けられないなどが懸念されます。

加えて施設の老朽化が著しく、広尾保育所は昭和５２年に建設され３７年、丸山保育所は昭和４８年に建設され４１年が経過している状況で、広尾保育所が耐震診断の結果改修の必要があると診断されました。そのため、平成２４年度より広尾保育所・丸山保育所統合建設検討委員会を設置し、新たな統合保育所の建設に向けて検討を重ねてきました。その結果、青少年研修センターの隣接地に新たに建設されることとなり、平成２８年度供用開始となりました。

統合保育所は、保育に対する保護者のニーズに対応するための機能を充実させるとともに、子どもたちが安心して過ごすことができる環境と安全面に配慮した施設とすることを基本としながら、子育て支援センターを併設し、一時保育をはじめとした子育て支援の一層の充実を図るための施設となりました。

そして、次に、幼稚園と保育所を一体化する認定こども園の開設の検討が平成２９年度から本格的に行われました。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として認定こども園の設置を行うこととし、平成３１年４月から開設されました。

しかしながら、検討課題が多く、職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修等の充実を図り、全ての子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保。向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

【子ども・子育て支援法第61条第３項第1号関係】

第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実

１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

# （１）利用者支援事業

　（１）利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。広尾町では令和２年１０月から開設した「子育て世代包括支援センター」で実施します。

[対象者]妊産婦及びその家族、乳幼児、児童

[実施体制]子育て支援室（健康管理センター）保健師等

[単位]　設置数

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：か所）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | 令和６  年度 |
| 見込 | — | — | — | — | — | １ | １ | １ | １ | １ |
| 確保方策 | — | — | — | — | — | １ | １ | １ | １ | １ |
| 実績 | — | — | — | — | — |  |  |  |  |  |

※広尾町は母子保健型

# （２）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（８時間）を超えて、最長で１１時間保育を実施します。

[対象年齢]　　　0～5歳

[単位] 　延べ利用者数（年間）人

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 9,402 | 8,563 | 8,004 | 7,899 | 12,000 | **12,000** | **12,000** | **12,000** | **12,000** | | **12,000** |
| 確保方策 | 9,402 | 8,563 | 8,004 | 7,899 | 12,000 | **12,000** | **12,000** | **12,000** | **12,000** | | **12,000** |
| 実績 | 11,621 | 11,265 | 13,661 | 10,816 | **11,712** |  |  |  |  |  | |

　　　　　 ※平成３１年度（令和元年度）見込み １日４８人×２５０日＝１２，０００人で算定

（３）放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブとして、平成２７年度より学童保育施設内と青少年研修センターの２か所

　に開設しました.。平成３０年度からは、学童保育施設の１か所とし、極端な人数の増加が無い限りこの体制で行い、全学年の児童が同じ空間で、適切な遊びや生活を行い、児童の健全育成を図ります。主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない、小学生が利用となります。

[対象年齢]　就学児（6～11歳）

　低学年　量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 60 | 62 | 40 | 40 | 35 | **35** | **35** | **35** | **35** | | **35** |
| 確保方策 | 40 | 40 | 40 | 40 | 35 | **35** | **35** | **35** | **35** | **35** | |
| 実績 | 37 | 31 | 30 | 31 | **34** |  |  |  |  |  | |

　高学年　量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 27 | 25 | 20 | 20 | 5 | **5** | **5** | **5** | **5** | | **5** |
| 確保方策 | 20 | 20 | 20 | 20 | 5 | **5** | **5** | **5** | **5** | **5** | |
| 実績 | 6 | 14 | 16 | 0 | **4** |  |  |  |  |  | |

# （４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

広尾町では、事業実施の可能性について、引き続き調査研究を実施します。

# （５）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳　　　　［実施体制］子育て支援室（健康管理センター）　保健師

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込、確保方策実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 36 | 34 | 33 | 32 | 30 | **30** | **30** | **30** | **30** | | **30** |
| 確保方策 | 36 | 34 | 33 | 32 | 30 | **30** | **30** | **30** | **30** | | **30** |
| 実績 | 21 | 48 | 17 | 23 | **29** |  |  |  |  |  | |

# （６）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

［実施体制］子育て支援室（健康管理センター・子育て支援センター）　保健師・保育士

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 16 | 15 | 14 | 13 | 13 | **60** | **60** | **60** | **60** | | **60** |
| 確保方策 | 16 | 15 | 14 | 13 | 13 | **60** | **60** | **60** | **60** | | **60** |
| 実績 | 72 | 60 | 70 | 52 | **51** |  |  |  |  |  | |

（注）要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援すること

　が特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

# （７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育園、保育所、公民館等の地域の身近な場所で、 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。広尾町では子育て支援センターで実施します。

[対象年齢]　生後６ケ月～就学前の子ども

[単位]延べ利用者数（年間）人／年　　　　　１か所設置

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 1,485 | 1,362 | 1,301 | 1,252 | 1,900 | **1,900** | **1,900** | **1,900** | **1,900** | | **1,900** |
| 確保方策 | 1,485 | 1,362 | 1,301 | 1,252 | 1,900 | **1,900** | **1,900** | **1,900** | **1,900** | | **1,900** |
| 実績 | 2,988 | 2,183 | 2,153 | 2,046 | **2,261** |  |  |  |  |  | |

# （８）一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減、その他の理由による一時的な保育需要に対するため実施する事業です。

[対象年齢]　①認定こども園の１号認定児　３～5歳

②在園児以外は　0～5歳

# ①幼稚園及び認定こども園における在園児（１号認定）

量の見込、確保方策及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 104 | 94 | 87 | 87 | 40 | **40** | **40** | **40** | **40** | | **40** |
| 確保方策 | 104 | 94 | 50 | 60 | 40 | **40** | **40** | **40** | **40** | | **40** |
| 実績 | 36 | 41 | 35 | 36 | **14** |  |  |  |  |  | |

# ②広尾町子育て支援センター等における①以外

一時預かり（在園児対象型以外）

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み及び実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 149 | 136 | 127 | 125 | 200 | **200** | **200** | **200** | **200** | | **200** |
| 確保方策 | 149 | 136 | 127 | 125 | 200 | **200** | **200** | **200** | **200** | | **200** |
| 実績 | 262 | 130 | 199 | 232 | **415** |  |  |  |  |  | |

# （９）病児・病後児保育事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

第２期支援事業計画中の事業開始を目指します。

# （10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行い、

地域で子育てがしやすい環境づくりを行います。

第２期支援事業計画中の事業開始を目指します。

# （11）妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用の一部を助成する事業です。

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基

　本健診14回を公費負担します。上限16回（予定日超過の場合）です。

［実施体制］子育て支援室（健康管理センター）　保健師　　　※道内契約医療機関等に委託

広尾町では、現状に引き続き実施します。

量の見込実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１期 | | | | | 第２期 | | | | | |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | | 令和６  年度 |
| 見込 | 36 | 34 | 33 | 32 | **25** | **25** | **25** | **25** | **25** | | **25** |
| 確保方策 | 36 | 34 | 33 | 32 | **25** | **25** | **25** | **25** | **25** | | **25** |
| 実績 | 48 | 48 | 35 | 38 | **50** |  |  |  |  |  | |

２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、広尾町におけるこれらの連携を推進します。

第７章 子ども・子育て支援関連施策の推進

１　児童虐待防止対策の充実

広尾町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

# ①関係機関との連携及び広尾町における相談体制の強化

　広尾町における子ども・子育てに関する相談体制は、「子育て支援室」をはじめ、「保健福祉課」「教育委員会管理課」の各行政機関のほか、認定子ども園、保育所、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

　また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために「広尾町要保護児童対策地域協議会」（以下「協議会」という。）において、要保護児童及びその保護者に関する情報、その他必要な保護児童の適切な情報の交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議等、関係機関の連携により、子育て世帯への支援を行います。

　関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、

要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員

の配置や、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図り

ます。

　さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場

合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道

と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化し

ていきます。

# ②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、住民への相談窓口の周知、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童、母子保健の各担当係が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、協議会では、実務者会議において通告・相談に基づき関係実務担当者での情報交換のための受理会議、結果に応じてケース検討会議を実施し、個別事例に応じて情報交換、支援方策の検討協議・連絡調整を行い、子どもの虐待の防止に努めます。

２　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

３　障害児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害を含む障害のある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、小中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ります。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、「ひろお子育てサポートファイル」活用の適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を図ります。

障がい児の保育・障がい児療育については、障がいのある子ども一人ひとりが日常的に必要な相談・指導を受けられるよう第一次療育圏内（広尾町・大樹町・幕別町）における障がい児療育の拠点である南十勝こども発達支援センターむぅくの活用と機能の充実に努めます。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

４　仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

# （１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

# （２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

# （３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第８章　次世代育成支援行動計画の評価

１　目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、広尾町においてこれまで取り組んできた「広尾町次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

２　基本理念と目標

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇

用環境の整備などへ取り組みます。

　いつの時代でも子どもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。物質的、経済的に恵まれた中で育っていますが、大人が築き上げてきた現代社会は豊かな反面様々な問題を抱えており、子どもはそのような社会の影響を受けたまま生活しています。

　また、子育ても「子育てを楽しめない」「育児に自信がない」などの子育て不安が一般的に見られるところでもあります。子どもが健やかに育つことを支えることは社会全体の責任でもあり、そのためには地域としてどうあるべきかを考える必要があります。

　子育ての基本は家庭にありますが、子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域・学校・企業・行政等がそれぞれの役割を認識しながら、「地域の子どもは地域で育てる」・「暖かく」・「積極的」に見守っていく共通

認識のもと、次の基本的な目標に沿って設定しました。

〔基本目標〕

　１　住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

　２　豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

　【政策目標】

　　　　１　かおの見える助け合いと自立を支援するまちをつくる

　　　　２　健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる

　　　　３　社会で生き抜く力を育てる

　　　　４　生涯を学びゆとりを育む

３　対象

* 本計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ０歳 | ０歳 | １歳 | １～５歳 | ６歳 | ６～11歳 | 12歳 | 12～17歳 | | 18歳 |
|  | 乳児期 |  | 幼児期 |  | 学童期  ※学校教育を除く  放課後 |  |  | |  |
| 子ども・子育て支援法（中心対象年齢） | | | | |
| 次世代育成支援対策推進法 | | | | | | |

４　一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員１００人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。

５　施策の取り組み状況

１　かおの見える助け合いと自立を支援するまちをつくる

（１）安心して生み育てる支援の充実

【施策の方向】

　安心して生み育てることができる子育て支援事業を展開します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 1 | 子育て支援センター業務の充実 | 子育ての不安感を緩和し子どもの健やかな成長を促進するため、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し子育ての相談や助言、情報の提供、講演会などの支援事業の充実を図ります。 | 【継続】  開放延べ世帯数　１，４９２世帯  　　　　児童数　２，０２６人  一時保育児童数　　２３２人  相談件数　　　　　　２０件  子育て講座延べ　　４８１世帯参加  　　　児童参加　　６８４人 |
| 2 | 子育て支援センターの整備 | 住民が安心して活用できる施設にするため、安全で安心な施設の整備を図ります。 | 【継続】  随時整備が必要な時に行う。 |
| 3 | 保育所施設の整備 | 子どもの安全で安心な保育環境の整備を図ります。 | 【継続】  随時整備が必要な時に行う。 |
| 4 | 学童保育施設の整備 | 保護者の就労などにより放課後や休日に留守家庭となる児童を対象に児童の健全育成に努めます。 | 【継続】  随時整備が必要な時に行う。 |
| 5 | 幼保一元化の検討 | 少子化による幼稚園・保育所への入所児童の減少に伴い、年齢別発達段階に基づいた教育・保育を実現するため幼保一元化を検討します | 【完了】  平成31年4月　認定こども園ひろお保育園開園 |
| 6 | 乳幼児等医療給付事業の継続 | 乳幼児などの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を計るため、医療費の一部助成を継続します。 | 【継続】  乳幼児及び小中学生の医療費  助成：延べ件数　１０，００８件  　　事業費　２１，２５３，６９２円 |

（２）安心して生活ができるひとり親家庭への支援の充実

【施策の方向】

安心して生活ができるひとり親家庭への支援を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 7 | 生活相談体制の強化 | 社会的に弱い立場にあるひとり親家庭へのさまざまな問題点などに対応し、安定した生活への対応を図ります。 | 【継続】  相談支援専門員を配置し相談体制を確保。 |
| 8 | 支援制度の継続 | ひとり親家庭への母子年金や遺児年金などの支援制度を継続します。 | 【継続】  ①母子年金  支給人員　７０名  事業費２，５２０，０００円  ②遺児手当  　支給人員　１５名  　　　月額　　　３，０００円  　事業費　　３９６，０００円 |
| 9 | 関係団体への支援 | 母子寡婦会組織の育成と活動を支援します。 | 【継続】  現在実績はありませんが、今後活動がスムーズにできるよう支援していきます。 |
| 10 | 融資制度活用の促進 | 母子家庭など低所得者への母子福祉資金貸付など融資制度の活用を促進します。 | 【継続】  国が支援している母子家庭向けの受付制度で保健福祉課が相談窓口となっています。 |
| 11 | ボランティア団体の連携 | 町民参加によるボランティア団体の組織化との連携による活動支援を図ります。 | 【継続】  現在実績はありませんが、今後子育てのボランティアが活動できるよう支援していきます。 |
| 12 | ひとり親家庭等医療給付事業の充実 | ひとり親家庭などの母または父および児童の健康保持と福祉の充実を図るため、医療費の一部助成を継続します。 | 【継続】  助成　延べ件数　２，７１９件  　　　事業費７，８９０，９１０円 |

６　健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる

（１）主体的に取り組む健康づくりの充実

【施策の方向】

　安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに成長し、働き盛りの世代が持てる力を充分発揮し、いくつになっても自主的な健康づくりに取り組むことができる事業展開を推進します。

　また、妊娠期や出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問の保健指導の充実に努めます。特に親の育児不安等の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、妊娠期からの継続した支援を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 13 | 健康診査事業 | 妊婦や乳幼児の健診を通し、心身の異常などの早期発見・早期養育を促進し、母子の健康確保に努めます。 | 【継続】  １ヶ月健診　産婦３７人  　　　　　　児　３８人  ※健診費用は全額助成 |
| 14 | 乳幼児家庭訪問事業 | 生後４か月を迎えるまでのすべての新生児家庭を訪問します。 | 【継続】  実績　　　　２３人  保健師訪問対応 |
| 15 | 養育支援訪問事業 | 養育支援を特に必要とする児童や養育者を対象に家庭訪問を実施します。 | 【継続】  　　実績　　　　５３人  保健師保育士訪問対応 |
| 16 | 予防接種事業 | 各種予防接種を継続して取り組みます。 | 【継続】  妊婦の夫や妊娠を望む女性の風疹予防接種費用助成  インフルエンザ接種費用助成など  （１歳～高校生及び妊婦） |
| 17 | ハッピー・マタニティ事業（夫婦で参加） | 妊婦が妊娠・出産・育児についての知識を深め、妊婦同士の交流を深め情報交換する場を提供します。 | 【継続】  ２日間開催　妊婦１１人  　　　　　　夫　　４人　参加 |
| 18 | 母子健康相談事業 | 母親の妊娠・出産・育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援します。 | 【継続】  家庭訪問　妊産婦　　４４人  　新生児　　３７人  　乳児　　　２３人  　その他　　　４人  　　計　　１０８人 |
| 19 | 特定不妊治療費助成事業 | 不妊の悩みを持つ方に正しい知識普及に努めます。 | 【継続】  平成３０年は実績０だが、あった場合は治療費及び交通費助成 |
| 20 | 食育の推進事業 | 乳幼児からの正しい食事の摂り方等、望ましい食生活のあり方について学習機会や情報の提供を行います。 | 【継続】  青年期栄養バランス教室  参加者３５人 |
| 21 | 思春期保健対策事業 | 命の大切さ、母性、父性を育む機会を設け、正しい知識を身に付ける情報や課題を共有し、思春期対策を充実します。 | 【継続】  広尾高校１～３年生  赤ちゃんふれあい体験会及びライフプランの作成 |

７　社会で生き抜く力を育てる

（１）豊かな情操を育む幼児教育の充実

【施策の方向】

　家庭や地域と連携を図りつつ、施設の危険箇所などの点検のほか、知的、思考力、表現力を養う幼児期教育の充実を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 22 | 遊具、教材、教具の更新と新規購入 | 幼児の発達段階に応じた遊具や教材・教具を年次計画で整備します。 | 【継続】  遊具は、修繕及び劣化点検は行ったが、更新、新規購入は無かった。  教材、教具は平成３１年度開設の認定こども園用のものを備品として購入 |

（２）教育の基礎を育む義務教育の充実

【施策の方向】

　子どもたちが将来に向かって、自立した人間として生き抜くため、基礎的・基本的な知識・技能を修得させるとともに、必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育み、主体的に取り組む態度を養うとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の向上をめざします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 23 | 学校教育施設・設備の整備 | 安全で安心した学校生活を確保するため、小・中学校の施設改修と情報化・国際化時代に対応した教材、設備機器の整備を計画的に進めます。 | 【継続】  豊似小学校の校舎改築工事  ６１５，４８９，７２１円  豊似小学校の備品購入  　　３，９９９，５１５円  その他管理用備品及び教材、器具の購入 |
| 24 | 教育力向上の推進 | 学校における教育力の向上対策に努めるとともに、家庭における児童生徒の生活習慣・学習習慣の確立と食育における指導・啓発に努めます。 | 【継続】  学校評議員制度を導入し、学校・家庭・地域が連携しながら学校評価を実施し特色ある教育活動を展開するよう事業設立した。 |
| 25 | 教育内容・特別支援教育の充実 | 基本的な学習はもとより、情報化、国際化、環境教育など、時代の流れを的確にとらえた教育内容の充実を図るほか、地域教材を活用した体験学習や親善交流を促進するとともに、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、その状態に応じた指導体制の構築を図ります。 | 【継続】  広尾町特別支援教育振興会による体験的学習の交流に参加 |
| 26 | 教職員の研修・生活環境の整備 | 教員の指導力向上に向けた研修と教育機関の機能を充実させるとともに、教職員の住環境整備を進めます。 | 【継続】  教育研究大会等に教職員３６人出席。 |
| 27 | 学校と地域社会との連携 | 学校・家庭・地域の連携協力により、児童生徒の健全なる育成と安全確保に努めます。 | 【継続】  コミュニティ・スクール推進体制を構築し広尾っ子応援団本部を設立した。 |
| 28 | 地域教育資源の活用 | 人材を生かしたキャリア教育（職業教育）をはじめ、自然や文化資源を活用した実践的教育を推進します。 | 【継続】  青少年健全育成推進協議会事業により、わんぱく自然体験塾を４日間１８人参加で行った。 |
| 29 | 学校保健の充実 | 保健指導や相談体制の充実を図るとともに関係機関との情報収集、情報交換を図りながら学校保健担当者の研修の充実に努めます。 | 【継続】  学校保健安全法に基づき健康診断等を実施した。  内科検診　小学生２７７人  　　　　　中学生１７０人 |
| 30 | 学校給食の充実 | 学校給食における安全性の確保と地場産品を活用した給食の提供に努めます。 | 【継続】  幼稚園、小中学校及び高校へ  １日平均６２８食  年間１２０，２７０食を提供  （幼稚園は３０年度まで）  無償提供でツブ、ホッキ、ウニ、コンブ、秋鮭等をいただき、ふるさと給食として提供した。 |
| 31 | 就学支援の強化 | 教育相談を進める中から適正な就学指導にあたるとともに、児童生徒に対し、必要な就学援助を行います。また、遠距離通学者の通学支援と通学手段を提供します。 | 【継続】  学用品、修学旅行費、クラブ活動費、ＰＴＡ会費、給食費、新入学生徒学用品を支給し、就学の援助を行った。  また、広尾小は路線バス、豊似小及び広尾中は町のバス利用で通学支援を行っている。 |
| 32 | 連携型中高一貫教育の推進 | 生徒の自己実現に向け、中学校と高等学校が連携する中から中高一貫教育の６年間を計画的、継続的に推進し、調和のとれた教育を実現します。 | 【継続】  広尾町中高一貫教育連絡協議会により検討・協議研究を行い、魅力ある学校づくりを行った。 |

８　生涯を学びゆとりを育む

（１）青少年健全育成の充実

【施策の方向】

　少年団体や青年団体の活動の活発化を図るため、指導者やリーダーの養成を積極的に行うことにより、たくましい少年や魅力ある青年の育成をめざします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 33 | 学習参加者の拡大と広報広聴活動の充実 | 体験学習や講座を開催し、参加者の拡大を図るとともに、奉仕活動や世代間交流の情報や周知のため、広報広聴活動の充実や専門指導員の配置を図ります。 | 【継続】  わんぱく自然体験塾、体験学習、子ども朝活等を行い、広報等で周知により参加者の拡大を図った。 |
| 34 | 団体の育成と拡充 | 地域子ども会や地域青年団の育成・拡充、野外体験活動を目的とする少年団の組織化、社会奉仕団体の結成に向けた支援を行います。 | 【継続】  野外活動研修会　１泊２日  シーサイドパークキャンプ場  児童２２名参加 |
| 35 | リーダーの育成 | ジュニアリーダー研修会や青年リーダー・女性交流研修会などの参加機会を拡充します。 | 【継続】  各種研修会への派遣を行い資質の向上を図った。 |
| 36 | 青少年健全育成推進協議会活動への支援 | 学校・家庭・地域の協力連携強化を図るため、青少年健全育成推進協議会の部会活動や組織力を一層高めるための支援を行います。 | 【継続】  各種研修会への派遣を行い資質の向上を図った。 |
| 37 | 子どもの安全確保の充実 | 地域で育つ子どもたちが健やかに安心して成長し、地域で遊び、学ぶことができるような生活環境を整え、子どもたちを犯罪や交通事故の危険から守るため、安全で安心なまちづくりをめざします。 | 【継続】  青少年健全育成推進協議会事業により特別夜間巡視を２日間延べ２０人で行った。 |
| 38 | 要保護児童対策地域協議会の充実 | 児童虐待の予防対策や早期発見・早期対応・再発防止に取り組みます。また、関係機関が連携して要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。 | 【継続】  保健福祉課が担当部署となり、案件があった場合は迅速な対応を行い、早期対応に努めます。 |

（２）健やかな子どもに育てる家庭教育の充実

【施策の方向】

　子どもが発達段階にある家庭内において、親、学校、地位の役割を密にすることにより、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育てに関する学習機会の提供により、健やかな子どもを育てる健全な家庭づくりをめざします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業番号** | **事業名称** | **事業内容** | **【移行・継続・完了・廃止】**  **３０年度の事業の内容** |
| 39 | 情操教育の育成 | 幼児のブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動などの情操教育の育成･拡大を図ります。 | 【継続】  ブックスタート事業  　月１回　対象４７組（親子）  サンタのポケットおはなし会  出前おはなし隊による絵本  の読み聞かせ  ３７日間開始 |
| 40 | 家庭と学校の連携支援 | 家庭教育学級の実施による「家庭と学校の連携支援」の強化を促進します。 | 【継続】  家庭教育学級を開設し講座を通して家庭の教育力の向上を図った。  広尾小、広尾中、豊似小で１０回開催１７０人参加。 |
| 41 | 家庭と地域の連携強化 | 地域子ども会の運営と支援による「家庭と地域」の連携強化を促進します。 | 【継続】  現在子ども会の運営をしているのは０件ではありますが、今後活動を行う地域を促していき、家庭と地域の連携を促進するため努力します。 |
| 42 | 親子の交流の拡大 | 青少年健全育成推進協議会との連携による「親子交流体験・家庭のふれあい」の機会提供の拡大を図ります。 | 【継続】  広尾の良いもの良いところ作品展、サウンドフェスティバル、わんぱく自然体験塾、体験学習、親子ふれあい交流事業、及び子ども朝活事業を行いました。 |

９　「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

　国は、保護者の就労などで「小１の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成２６年７月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

　広尾町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子供教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用するなど、実施に向けた検討を行います。

　就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

　さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行っていきます。

放課後子供教室

　地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。

第９章　子どもの貧困対策について

１　基本目標実現のための基本的な方向性

　子どもを取り巻く課題は、虐待やいじめ、ひきこもり、貧困など深刻化しています。また、子どもに対しての犯罪もあとを断たず、子どもたちが安心して、成長する場を作ることが大変重要となっています。

　こうした中、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を総合的に推進すること等が規定されました。

　この法律の目的として、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育が均衡に保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようすることを総合的に推進することを目的としています。

　この法律に基づき、北海道が掲げる５つの項目に沿って町も全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

２　北海道の計画の構成

北海道の計画は、次の５つの柱に沿って構成する。

（１）相談支援

　　子どもの貧困対策を効果的に進めるため、関係する機関が共通認識のもと、全ての支援の出

発点である相談支援を充実するよう取組を進める。

（２）教育支援

　　子どもが将来にわたって貧困から脱出するために、全ての子どもの教育を受ける機会を保障

するよう取組を進める。

（３）生活支援

　　子どもたちが学習に集中するために、心身ともに安定した生活を送ることができるよう取組

　を進める。

（４）保護者に対する就労支援

　　子どもたちが安定した生活を送るため、親など保護者の職業生活が安定・向上するよう取組

　を進める。

（５）経済的支援

　　親等の就労だけでは十分な収入を得られない場合の、最低限の経済基盤を保つことができる

よう取組を進める。

３　町が行う具体的な施策

（１）相談支援体制の取り組み

　子どもの貧困対策を行うため、相談対応を行う体制を効果的に進めて行きます。

　貧困状態に陥る恐れがある、もしくは陥っている家庭や子どもを早期に発見し、各種制度に結び付けていくことや、関係機関と連携し相談体制の充実を図ることを進めてまいります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業番号 | 事業名 | 内　容 | 担当する課等 |
| １ | 総合相談窓口の設置 | 平成31年4月1日～子育て支援室開設、令和2年度１０月から利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターを開設し更なる相談支援の充実を図ります | 保健福祉課子育て支援室 |
| ２ | 生活困窮者やひとり親世帯からの相談 | 生活困窮者やひとり親世帯からの相談に応じ、福祉資金制度、母子・父子に対する資金助成等、北海道と連携、助言を受けながら、必要な支援・援助を行います | 保健福祉課子育て支援室及び保健福祉課福祉係 |
| ３ | 要保護児童対策地域協議会 | 町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて迅速なケース会議及び協議会を開催し、虐待等の防止に早期解決を図ります。 | 保健福祉課子育て支援室 |
| ４ | 教育の相談 | 各学校、教育委員会において、随時相談対応を行います。 | 学校及び教育委員会 |

（２）教育支援の取り組み

　子どもの貧困は、世帯の経済的格差がそのまま教育の格差につながっていると言われており、

例えば国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾

向にあるので、重視されている部分であります。

　町としましても、すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するととも

に、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供を行ってまいります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業番号 | 事業名 | 内　容 | 担当する課等 |
| １ | 放課後児童健全育成事業 | 保護者が昼間家庭にいない小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供しますが、その中で、集団生活を通じて仲間づくりや協調性を養う教育を行います | 保健福祉課子育て支援室 |
| ２ | 教育保育事業 | 就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します | 保健福祉課子育て支援室 |

（３）生活支援及び保護者の就労支援の取り組み

　すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごせ

るまちづくりをめざし、また保護者の職業生活の安定のため、放課後児童支援等を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業番号 | 事業名 | 内　容 | 担当する課等 |
| １ | 放課後児童健全育成事業 | 保護者が昼間家庭にいない小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います（6歳～11歳） | 保健福祉課子育て支援室 |
| ２ | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、適切なサービス提供につなげて行きます | 保健福祉課子育て支援室 |
| ３ | 養育支援訪問事業 | 養育の支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。 | 保健福祉課子育て支援室 |
| ４ | 地域子育て支援拠点事業 | 認定こども園ひろお保育園の中にある子育て支援センターで実施している事業で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流、育児相談及び情報の提供を行う場を設けています | 保健福祉課子育て支援室 |
| ５ | 教育・保育事業 | 就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します | 保健福祉課子育て支援室 |
| ６ | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 子育ての手助けがほしい人（依頼人）  子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき子育てのサポート体制の環境づくりを行います。  第２期支援事業計画中の事業開始を目  指します。 | 保健福祉課子育て支援室 |

（４）経済的支援の取り組み

　保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやそ

の家庭の自立支援を行い、子育て世帯の暮らしの安定を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業番号 | 事業名 | 内　容 | 担当する課等 |
| １ | 生活保護 | 困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、決定権者の北海道と連携を行い、適切に支援して行きます | 保健福祉課　福祉係 |
| ２ | 乳幼児等医療給付事業 | 就学前乳幼児及び小中学生の医療費をその保護者に助成し、疾病の早期診断と早期治療の促進及び乳幼児等の支援を行います | 住民課　国保係 |
| ３ | ひとり親家庭等医療給付事業 | ひとり親家庭等の母及び父とその児童に医療費の一部を助成し、援助を行います | 住民課　国保係 |
| ４ | 就学援助 | 小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品や給食の費用などの負担が困難な世帯に対して援助を行います | 教育委員会　管理課 |
| ５ | 母子年金支給事業 | 母子世帯等に対し、自立支援及び母子福祉の推進を行います | 保健福祉課　子育て支援室 |
| ６ | 遺児手当支給事業 | 両親又は母親のいない遺児を扶養している保護者に手当を支給し、児童の健全な育成及び児童の福祉推進を行います | 保健福祉課　子育て支援室 |
| ７ | 心身障害児療養施設通園助成事業 | 療育訓練のための通院の交通費の助成を行い、経済的負担の軽減を図り、訓練の向上及び治療効果の助長を行います | 保健福祉課　子育て支援室 |
| ８ | 南十勝こども発達支援センター | 言葉や発達等に心配のあるこどもの早期療育のため、家族の支援を行います  　南十勝町村で負担金を出し合い運営 | 保健福祉課　子育て支援室 |
| ９ | 子育て支援ごみ袋支給 | 出生月から2歳に達する月までの子育て中の家庭にごみ袋を支給し、経済的な支援を行います | 保健福祉課　健康管理センター |
| 10 | インフルエンザ予防接種費用の助成 | おおむね1歳から高校3年生に対して接種費用の一部を助成します | 保健福祉課　健康管理センター |
| 11 | 幼児教育・保育の無償化 | 令和元年１０月から、国の施策で、３歳以上の副食費を除く保育料の無償化及び０～２歳児で非課税世帯の保育料の無償化が行われましたが、町は３歳以上の副食費の全額補助により更なる少子化対策を行います | 保健福祉課　子育て支援室 |

４　小学生高学年・中学生・高校生の本人及び保護者へアンケートの実施

　広尾町における子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などを把握するため実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 区　分 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
| 調査対象 | 小学５・６年生、中学１～３年生　本人 | ２６５件 | ７１件 | ２６．８％ |
| 小学５・６年生、中学１～３年生 保護者 | ２６５件 | ７５件 | ２８．３％ |
| 高校生　本人 | １８５件 | ５５件 | ２９．７％ |
| 高校生　保護者 | １８５件 | ６０件 | ３２．４％ |
| 調査期間 | 平成３０年１０月１１日～平成３０年１１月２６日 | | | |
| 調査方法 | 郵送配布し　郵送にて回収 | | | |

※広尾町子どもの生活実態（貧困対策）に関する調査結果報告書【概要版】　Ｐ７６～Ｐ１０６

第10章　計画の推進体制

１　関係機関等との連携

　広尾町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

〉

広尾町子ども・子育て支援事業計画　推進体制図

連　携

<子ども・子育て

会議事務局>

役　割

○庁内調整

○事業推進のため

　の協議

＜行政＞

役　割

○必要なサービスの提供

○相談支援

○関係諸機関との連携

＜子ども・子育て会議＞

役　割

○取り組み内容の評価

○取り組み内容への意見提出

連　携

連　携

助言等

＜地域＞

＜市民（市民団体を含む）＞

役　割

○子育て家庭の目の届かない子ど

　もの行動への見守り役

○子どもの虐待等を早期に発見す

　る目配り役

支援

支　援

支援

＜子ども及びその保護者＞

＜教育・保育施設事業者等＞

＜事業者（団体を含む）＞

役　割

○子どもの健やかな成長と

　生きる力を養う教育・体

　験の場

○地域や家庭と連携しなが

　ら子どもの成長を支援

報　告

２　役割

　社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します

　国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行います。

　都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

広尾町は、子ども・子育て支援法に基づき「支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、北海道と緊密な連携を図っています。

1. 行政の役割

* 必要なサービスの提供・支援を検討
* 相談支援
* 関係諸機関との連携

　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び広尾町子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。

　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、広尾町子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。

1. 家庭の役割

　○ 保護者は子育てについての第一義的責任を有する

　「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

　子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

1. 学校の役割

○　就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場

○　地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

　幼児の親の間には、例えば、「読み書きを覚えさせないと小学校でついていけない」といった不安や誤解もあると言われます。小学校は、認定こども園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。  
　認定こども園・保育所での活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきで、その一層の工夫改善が期待されます。他方、認定こども園・保育所においては、卒園近い時期に、小学校への入学を念頭に置いて、皆と一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要です。こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えていきます。

1. 地域の役割

* 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
* 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

　子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。ＰＴＡ活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

　地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

　○ 労働環境の整備

　事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければなりません。

　また、事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

３　計画の達成状況の点検・評価

　　　個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・

　　評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

　○ 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに

　　 毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の

　　 見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

ＰＬＡＮ

**ACTION**

CHECK

**DO**

子の保護者などの

住民意見　等

○ 支援事業計画は、広尾町子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

　○ ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表してい

　　 くことで、住民への浸透を図ります。また、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図

　　 ります。

**広尾町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果報告書【概要版】**

# Ⅰ　調査概要

## 1．調査目的

広尾町では、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、5年（平成27年度から31年度まで）を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定している。

本調査は、子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画を策定するにあたって需要量設定のため、ニーズ調査を実施するものである。

## ２．調査概要

### ⑴　調査の種類

調査の種類としては、

①　未就学児童のいる世帯向

②　小学生児童のいる世帯向

の2種類を実施した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査の種類 | 配布方法 | 配布数（件） | 回収数（件） | 回収率（％） |
| ①未就学児童のいる世帯向 | 郵送配布、郵送回収 | 197 | 160 | 81.2 |
| ②小学生児童のいる世帯向 | 郵送配布、郵送回収 | 106 | 29 | 27.4 |

### ⑵　抽出方法

広尾町内の未就学児童のいる世帯及び小学生児童のいる世帯の保護者。

調査対象者の抽出方法は、住民基本台帳から無作為抽出とした。

### ⑶　調査時期

平成30年10月11日～11月26日

### ⑷　本報告書におけるデータの見方

集計・分析上の注意事項

・図表中の構成比（％）については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100.0％にならない場合がある。

・回答者件数が100件未満の場合、標本誤差が大きくなるため十分なデータ数とはいえないが、ここでは100件以上得られたデータと同様に、構成比による分析を行っている。なお、回答者件数が10件以下のものについては、件数による分析を行っている。

# Ⅱ　調査結果

## １．調査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ①　未就学児童のいる世帯向 | ②　小学生児童のいる世帯向 |
| 回答者属性 | 問1　居住地区 | 問1　居住地区 |
| 問2　子どもの生年月 | 問2　子どもの生年月 |
| 問3　家族の人数 | 問3　家族の人数 |
| 問3-1　子どもの人数 | 問3-1　子どもの人数 |
| 問3-1　末子の生年月 | 問3-1　末子の生年月 |
| 問3-2　別居している家族 | 問3-2　別居している家族 |
| 問3-3　家族形態 | 問3-3　家族形態 |
| 問4　回答者の続柄 | 問4　回答者の続柄 |
| 問5　回答者の配偶関係 | 問5　回答者の配偶関係 |
| 問6　子育てを主にしている人 | 問6　子育てを主にしている人 |
| 保護者の就労状況 | 問7　就労状況 | 問7　就労状況 |
| 問7-1　フルタイムへの転換希望 | 問7-1　フルタイムへの転換希望 |
| 問7-2　就労希望 | 問7-2　就労希望 |
| 問7-3　希望する就労形態 | 問7-3　希望する就労形態 |
| 教育・保育事業の利用状況 | 問8　定期的な教育・保育事業の利用 | 問8　定期的な教育・保育事業の利用 |
| 問8-1　平日定期的に利用している教育・保育事業 | 問8-1　放課後児童クラブの利用日数 |
| 問8-2　現在の利用状況と利用希望 | 問8-2　放課後児童クラブを利用している理由 |
| 問8-3　利用している事業所の実施場所 | 問8-3　放課後児童クラブ満足度 |
| 問8-4　「定期的な教育・保育事業」の今後の利用希望 | 問8-4　放課後児童クラブへの要望 |
| 問8-5　事業を定期利用していない理由 | 問8-5　放課後児童クラブを利用していない理由 |
| - | 問8-6　放課後児童クラブの利用希望 |
| - | 問8-7　今後放課後児童クラブを利用したい理由 |
| 地域の子育て支援事業の利用状況 | 問9　地域子育て支援拠点事業の利用 | - |
| 問9-1　地域子育て支援拠点事業の利用希望 | - |
| 問10　子育て支援事業の利用実績と今後の希望 | - |
| 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望 | 問11　土日祝／定期的な教育・保育事業の利用希望 | - |
| 問12　長期休暇期間中／定期的な教育・保育事業の利用希望 | - |
| 病気やケガの際の対応 | 問13　子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったケース | 問10　代わって子どもの面倒をみてくれる人 |
| 問13-1　教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法 | 問10-1　子どものお世話を頼める期間 |
| 問13-2　病児・病後児のための保育施設等の利用希望 | - |
| 問13-3　病児・病後児を預ける際に望ましい事業形態 | - |
| 問13-4　病児・病後児保育を利用したくない理由 | - |
| 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 | 問14　不定期に利用している事業 | 問11　一時預かり等の利用 |
| 問14-1　事業を不定期利用していない理由 | 問12　一時預かり等の利用希望 |
| 問15　事業の不定期利用希望 | - |
| 問16　子どもを泊りがけで家族以外に預けたケース | - |
| 小学校就学後の  放課後の過ごし方 | 問17　子どもを放課後の時間過ごさせたい場所 | 問9　子どもの小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望 |
| 職場の両立支援制度 | 問18　母親／有給休暇の取得 | 問13　母親／有給休暇の取得 |
| 問18-1　母親／育児休業の取得期間 | 問13-1　母親／育児休業の取得期間 |
| 問18-2　母親／希望と異なる理由 | 問13-2　母親／希望と異なる理由 |
| 問18-3　母親／短時間勤務制度の利用 | 問13-3　母親／短時間勤務制度の利用 |
| 問18-4　母親／短時間勤務制度を利用しなかった理由 | 問13-4　母親／短時間勤務制度を利用しなかった理由 |
| 問19　父親／有給休暇の取得 | 問14　父親／有給休暇の取得 |
| 問19-1　父親／育児休業の取得期間 | 問14-1　父親／育児休業の取得期間 |
| 問20　育児休業を取得しなかった理由 | 問15　育児休業を取得しなかった理由 |
| 家庭での子育てと子育て環境 | 問21　子育てに関して不安や負担を感じるか | 問16　学校費用・学校以外の費用 |
| 問22　子育てについての悩み | 問17　家庭の普段の家計 |
| 問23　子育てをする上で近所や地域に望むこと | 問18　家庭の収入の内訳 |
| 問24　居住地区は子育てのしやすい環境と感じるか |  |
| 問25　子育て支援について特に期待すること | 問18-1　家庭の年収の合計金額 |
| 問26　家庭の普段の家計 | 問18-2　年収に占める割合の大きいもの |
| 問27　過去1年間で①家族が必要とする食料を買えなかった | 問18-3　住民税非課税世帯 |
| 問27　過去1年間で②冬に暖房が使えなかった | 問19　過去1年間で①家族が必要とする食料を買えなかった |
| 問28　家庭の収入の内訳 | 問19　過去1年間で②冬に暖房が使えなかった |
| 問29　現在の家族の貯金額の合計 | 問20　過去1年間の未払い |
| 問30　過去1年間の未払い | 問21　現在の家族の貯金額の合計 |
| 問31　ローンや借金の返済 | 問22　ローンや借金の返済 |
| 制度の利用 | - | 問23　子どもに関する施策等の情報手段 |
| - | 問24　相談機関・相談員を利用 |
| - | 問25　制度の利用／⑤母子年金、遺児手当 |
| 自由意見 | 問32　 1.「あったらいいな」と思う子育て世代の交流・イベントなど | 問25-1　自由意見／制度の満足度 |
| 問32　2.町の子育て支援対策について | 問26　自由意見／制度やサービス、相談機関の満足度 |
| 問32　3.町の情報提供について | 問27　自由意見／子育て環境や支援について |
| 問32　4.その他 | - |

## ２．就学前児童のいる世帯に関する調査結果

### ⑴　回答者属性

|  |
| --- |
| ①居住地区 ・「広尾地区」が最も多く84.4％、次いで「豊似地区」が10.6％、「野塚地区」が4.4％。 ②子どもの生年月 ・「平成25年」が最も多く21.9％、次いで「平成28年」が19.4％、「平成26年」が17.5％。 ③家族の人数 ・「4人」が最も多く46.3％、次いで「3人」が25.0％、「5人」が19.4％。  ・子どもの人数は「2人」が最も多く51.3％、次いで「1人」が26.9％、「3人」が18.1％。  ・別居している家族は「いない」が95.0％、「いる」が5.0％。  ・家族形態は「両親世帯」が最も多く81.3％、次いで「祖父母同居の両親世帯」が7.5％、「母子世帯」が3.1％。 ④回答者の続柄 ・「父親」が6.3％、「母親」が93.1％、「その他」が0.6％。 ⑤回答者の配偶関係 ・「配偶者がいる」が95.0％、「配偶者がいない」が5.0％。 ⑥子育てを主にしている人 ・「父母両方」が最も多く65.6％、次いで「主に母親」が31.9％、「主に祖父母」が1.3％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 子どもの生まれた年 | 子どもの人数 |

### ⑵　保護者の就労状況

|  |
| --- |
| ①就労状況 ・父親の就労状況は「就労している（フルタイム）」のみの95.6％。  ・母親の就労状況は「就労している（フルタイム）」が最も多く32.5％、次いで「就労している（パートタイム･アルバイト･短時間勤務等）」が31.3％、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.1％。  ②母親のフルタイムへの転換希望  ・母親のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く58.8％、次いで「フルタイムへの転換を希望しているが、実現は難しいと考えている」が21.6％、「フルタイムへの転換を希望しており、実現の見込みがある」が15.7％。  ③母親の就労希望  ・母親の就労希望は「1年以上先に、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」が最も多く36.2％、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が31.9％、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が27.7％。  ・就労を希望する末子の年齢は、「0歳～3歳」が最も多く58.8％、次いで「4歳～5歳」が17.6％、「6歳～8歳」が11.8％。  ・母親の希望する就労形態は「パート･アルバイト等（フルタイム以外）」が73.3％、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）」が16.7％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 母親の就労状況 | 母親の希望する就労形態 |

### ⑶　教育・保育事業の利用状況

|  |
| --- |
| ①定期的な教育・保育事業の利用 ・「利用している」が76.9％、「利用していない」が21.9％。  ②平日定期的に利用している教育・保育事業  ・「認可保育所」が最も多く69.9％、次いで「幼稚園（ひろお幼稚園）」が28.5％。  ・利用日数は「5日」が最も多く91.1％、次いで「6日」が3.3％。  ・利用時間数は「8時間～9時間未満」が最も多く25.2％、次いで「4時間～5時間未満」及び「9時間～10時間未満」が16.3％。  ・利用開始時間は「8時00分～8時59分」が最も多く61.8％、次いで「9時00分～9時59分」が30.1％、「7時00分～7時59分」が1.6％。  ・利用終了時間は「15時01分～16時」が最も多く37.4％、次いで「12時01分～15時」が28.5％、  「16時01分～17時」が15.4％。  　・利用希望日数は「5日」が最も多く44.7％、次いで「6日」が5.7％。  ・利用希望時間数は「6時間～7時間未満」、「7時間～8時間未満」、「8時間～9時間未満」が最も多くそれぞれ10.6％、次いで「9時間～10時間未満」が7.3％。  ・利用希望開始時間は「8時00分～8時59分」が最も多く28.5％、次いで「9時00分～9時59分」が22.0％、「7時00分～7時59分」が1.6％。  ・利用希望終了時間は「12時01分～15時」及び「15時01分～16時」が最も多く18.7％、次いで  「16時01分～17時」が8.9％  ・実施場所は「広尾町内」が94.3％、「他の市町村」が0.8％。  ③教育・保育事業の利用希望  ・「利用したい」が96.3％、「利用は考えていない」が3.8％。  ・利用を希望する施設は「認可保育所」が最も多く61.0％、次いで「幼稚園」が21.4％、「認定こども園」が13.0％。  ・施設の場所は「広尾町内」が97.4％、「他の市町村」が0.6％。  ・教育・保育事業を利用していない理由は「子どもがまだ小さいため（　）歳になったら利用したい」が最も多く45.7％、次いで「利用する必要がない」が17.1％、「幼稚園・保育所等の空きがない」が8.6％。  ・利用しようと考えている子どもの年齢は「3歳」が最も多く8件、次いで「2歳」が5件。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教育・保育事業の利用日数 | 教育・保育事業の利用時間数 |
| 利用開始時間 | 利用終了時間 |

### ⑷　地域子育て支援事業の利用状況

|  |
| --- |
| ①地域子育て支援拠点事業の利用 ・「利用していない」が71.9％、「利用している」が24.4％。  ・1週当たりの利用回数は「1回」が最も多く30.8％、次いで「2回」が12.8％、「3回」が10.3％。  ・1か月当たりの利用回数は「1回～2回」が最も多く33.3％、次いで「3回～5回」が25.6％、  「6回～10回」が5.1％。 ②地域子育て支援拠点事業の利用希望 ・「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も多く60.6％、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.1％、「利用していないが、今後利用したい」が8.8％。  ③子育て支援事業の利用実績  ・全て「無」が多く、「有」では「一時預かり」が最も多く25.0％、次いで「子育て世代包括支援センター」が8.1％、「休日保育」が2.5％。  ④子育て支援事業の今後の利用希望  　・「有」では「病児・病後時保育」が最も多く41.9％、次いで「一時預かり」が33.1％、「休日保育」が28.1％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 地域子育て支援拠点事業の利用希望 | 子育て支援事業の今後の利用希望 |

### ⑸　土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

|  |
| --- |
| ①土日祝の定期的な教育・保育事業の利用希望 ・土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も多く、土曜日は67.5％、日曜・祝日は76.3％。次いで「月に1～2回利用したい」が土曜日は24.4％、日曜・祝日は12.5％。  ・土曜日の利用希望開始時間は「8時00分～8時59分」が最も多く58.1％、次いで「9時00分～  9時59分」が30.2％、「10時00分～11時59分」が4.7％。  ・土曜日の利用希望終了時間は「12時01分～15時」が最も多く32.6％、次いで「15時01分～16時」及び「16時01分～17時」がそれぞれ18.6％。  ・日曜・祝日の利用希望開始時間は「8時00分～8時59分」が最も多く52.2％、次いで「9時00分～9時59分」が39.1％。  ・日曜・祝日の利用希望終了時間は「12時01分～15時」が最も多く34.8％、次いで「16時01分～17時」が30.4％、「17時01分～18時」が17.4％。  ②長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望  ・「利用する必要はない」が最も多く40.0％、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が28.6％、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が14.3％。  ・利用希望開始時間は、「9時00分～9時59分」が最も多く60.0％、次いで「8時00分～8時59分」が15.0％、「7時00分～7時59分」が5.0％。  ・利用希望終了時間は「12時01分～15時」が最も多く45.0％、次いで「9時01分～12時」が20.0％、「17時01分～18時」が10.0％。 |

|  |
| --- |
| 土日祝・長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望 |

### ⑹　病気やケガの際の対応

|  |
| --- |
| ①子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったケース ・「あった」が69.1％、「なかった」が27.6％。 ②普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった際の対処方法 ・「母親が仕事を休んだ」が最も多く77.6％、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が50.6％、「父親が仕事を休んだ」が27.1％。  ・対処を行った日数はいずれも「1～5日」が最も多い。  ③病児・病後児のための保育施設等の利用希望  ・「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が59.1％、「利用したいとは思わない」が36.4％。  ・利用希望日数は「5日以上」が最も多く28.2％、次いで「3日」が15.4％。  ・病児・病後児を預ける際に望ましい事業形態は「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が最も多く71.8％、次いで「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が66.7％、「地域住民等が子育て家庭の近くの場所で保育する事業」が10.3％。  ・病児・病後児保育を利用したくない理由は「親が仕事を休んで対応する」が最も多く70.8％、次いで「病児･病後児を他人にみてもらうのは不安」が66.7％、「利用料がわからない」が16.7％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった | 教育・保育の事業が利用できなかった際の対処方法 |
| 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 | 病児・病後児を預ける際に望ましい事業形態 |

### ⑺　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

|  |
| --- |
| ①不定期に利用している事業 ・「利用していない」が最も多く67.5％、次いで「一時預かり保育」及び「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ5.0％。  ・利用日数はいずれも「1～5日」が最も多い。  ・事業を不定期利用していない理由は「特に利用する必要がない」が最も多く67.6％、次いで「利用したいサポート事業が地域にない」が12.0％、「利便性が悪い（場所や利用可能時間･日数など）」が6.5％。 ②事業の不定期利用希望 ・「利用したい」が51.9％、「利用する必要はない」が39.4％。  ・事業の不定期利用希望の理由は「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が最も多く65.1％、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が63.9％、「不定期の就労」が26.5％。  ・「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」及び「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」では「1～5日」が最も多いが、「不定期の就労」の利用希望日数は「6日～10日」及び「21日以上」が最も多い。 ③子どもを泊りがけで家族以外に預けたケース ・「あった」が31.9％、「なかった」が59.4％。  ・対処方法は「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」が最も多く86.3％、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が19.6％、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が3.9％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の不定期利用希望の理由 | 泊りがけで預けた際の1年間の対処方法 |

### ⑻　小学校就学後の放課後の過ごし方

|  |
| --- |
| ①子どもを放課後の時間過ごさせたい場所 ・低学年の間では「自宅」が最も多く23.8％、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が18.1％。  ・高学年の間では「自宅」が最も多く17.5％、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が8.1％。  ・「自宅」及び「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望日数はいずれも「5日」が最も多い。  ・「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望終了時間は、低学年では「下校時～17時00分」が最も多く37.9％、次いで「17時01分～18時」が24.1％。高学年では「17時01分～18時」が最も多く13.8％、次いで「下校時～17時00分」が3.4％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 子どもを放課後の時間過ごさせたい場所 | 放課後児童クラブの利用希望日数（1週当たり） |

### ⑼　職場の両立支援制度

|  |
| --- |
| ①母親の育児休業の取得 ・「取得しなかった」が65.6％、「取得した」が20.6％。  ・実際の取得期間は、子どもの年齢が「1歳」が最も多く48.5％、次いで「0歳」が21.2％。  ・希望していた取得期間は、子どもの年齢が「1歳」が最も多く48.5％、次いで「2歳」が9.1％。  ・「希望」より早く復帰した理由は「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も多く6件。  ・「希望」より遅く復帰した理由は「配偶者や家族の希望があったため」が最も多く2件。  ②母親の短時間勤務制度の利用 　・「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、元々短時間勤務だった）」が最も多く48.5％、次いで「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が27.3％、「利用した」が9.1％。　・利用しなかった理由は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」及び「仕事が忙しかった」が最も多くそれぞれ5件。③父親の育児休業の取得 ・「取得しなかった」が87.5％、「取得した」が0.6％。 ④育児休業を取得しなかった理由 ・母親では「働いていなかった」が多く42.9％、次いで「その他」が7.9％、「配偶者や祖父母等にみてもらうなど、制度を利用する必要がなかった」が6.4％。  ・父親では「仕事が忙しかった」が多く33.6％、次いで「配偶者や祖父母等にみてもらうなど、制度を利用する必要がなかった」が31.4％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の不定期利用希望の理由 | 母親の短時間勤務制度の利用 |

### ⑽　家庭での子育てと子育て環境

|  |
| --- |
| ①子育てに関して不安や負担を感じるか ・「やや不安や負担を感じる」が最も多く40.0％、次いで「あまり不安や負担は感じない」が31.9％、「まったく感じない」が20.0％。 ②子育てについての悩み ・「子どもの知的・精神的な発育」及び「自分の時間を十分持てない」が最も多く23.8％、次いで  「特にない」が21.3％。 ③子育てをする上で近所や地域に望むこと ・「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が最も多く64.4％、次いで  「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が43.8％、「出会ったときに気軽に声を掛け合うなど、子どもに関わってほしい」が25.6％。 ④子育て環境 ・「まあまあ子育てしやすいと思う」が最も多く38.8％、次いで「どちらともいえない」が31.3％、「子育てしやすいとは思わない」が16.3％。  ⑤子育て支援について特に期待すること  ・「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く68.8％、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が37.5％、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が35.6％。 ⑥家庭の普段の家計 ・「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が最も多く44.4％、次いで「黒字であり毎月貯金をしている」が31.9％、「赤字であり貯金をとりくずしている」が10.6％。 ⑦経済的な理由で過去1年間にあったこと ・家族が必要とする食料を買えなかったことは「全くなかった」が最も多く82.5％、次いで「まれにあった」が9.4％、「ときどきあった」が3.1％。  ・冬に暖房が使えなかったことは「全くなかった」が最も多く90.6％、次いで「まれにあった」が3.1％、「ときどきあった」が1.9％。  ⑧家庭の収入の内訳  ・「配偶者の就労収入」が最も多く88.8％、次いで「児童手当」が81.9％、「あなたの就労収入」が70.0％。 ⑨現在の家族の貯金額の合計 ・「100～300万円未満」が最も多く18.8％、次いで「わからない」が17.5％、「500～1,000万円未満」が13.1％。  ⑩過去1年間の未払い  ・「あった」で最も多かったのは「⑧クレジットカードや他の借金の支払い」の5.0％、次いで「⑥税金」が4.4％、「公的年金」が3.1％。 ⑪ローンや借金の返済 ・「住宅のため」が最も多く33.8％、次いで「自動車購入のため」が33.1％、「借金はない（2～10に該当するものはない）」が26.3％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 子育てについての悩み | 子育て環境 |
| 家庭の普段の家計 | 現在の家族の貯金額の合計 |

### ⑾　自由意見

|  |
| --- |
| ①「あったらいいな」と思う子育て世代の交流・イベントなど  ・「イベント」に関わる意見が多数あげられているほか、「PRの充実」や「施設の充実」、「意見交換会」の実施、「サークル」等に対する意見・提案があげられている。  ②町の子育て支援対策について  ・「教育機関の充実」や「医療機関の充実」、「施設の充実」、「支援センター」の利用、「支援制度の充実」、「経済的支援」等に対する意見があげられている。  ③町の情報提供について  ・「PRの充実」に関わる意見が多数あげられているほか、「ホームページの充実」や「こども園について」の情報提供等の意見があげられている。  ④その他  　・「PRの充実」や「医療機関の充実」、「教育機関の充実」、「施設の充実」、「経済的支援」、「子育て環境」等に対する意見があげられている。 |

## ３．小学生児童のいる世帯に関する調査結果

### ⑴　回答者属性

|  |
| --- |
| ①居住地区 ・「広尾地区」が最も多く93.1％、次いで「豊似地区」が6.9％。 ②子どもの生年月 ・「平成21年」が最も多く31.0％、次いで「平成22年」及び「平成23年」が27.6％。 ③家族の人数 ・「4人」が最も多く41.4％、次いで「5人」が31.0％、「3人」が24.1％。  ・子どもの人数は「1人」が最も多く41.4％、次いで「3人」が31.0％、「2人」が27.6％。  ・末子の生年月は「平成21年」が最も多く27.6％、次いで「平成23年」が20.7％、「平成22年」が17.2％。  ・別居している家族は「いない」が93.1％、「いる」が6.9％。  ・家族形態は「両親世帯」が最も多く72.4％、次いで「祖父母同居の両親世帯」が13.8％、「祖父母同居の母子世帯」が10.3％。 ④回答者の続柄 ・「父親」が24.1％、「母親」が75.9％。 ⑤回答者の配偶関係 ・「配偶者がいる」が89.7％、「配偶者がいない」が10.3％。 ⑥子育てを主にしている人 ・「父母両方」が最も多く65.5％、次いで「主に母親」が31.0％、「主に祖父母」が3.4％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 子どもの生まれた年 | 子どもの人数 |

### ⑵　保護者の就労状況

|  |
| --- |
| ①就労状況 ・父親の就労状況は「就労している（フルタイム）」が最も多く86.2％、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3.4％。  ・母親の就労状況は「就労している（フルタイム）」が最も多く41.4％、次いで「就労している（パートタイム･アルバイト･短時間勤務等）」が31.0％、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.1％。  ②母親のフルタイムへの転換希望  ・母親のフルタイムへの転換希望は「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く6件、次いで「フルタイムへの転換を希望しているが、実現は難しいと考えている」が2件。  ③母親の就労希望  ・母親の就労希望は「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が最も多く4件、次いで「1年以上先に、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」が2件。  ・就労を希望する末子の年齢は、「2歳」及び「15歳」がそれぞれ1件。  ・母親の希望する就労形態は「パート･アルバイト等（フルタイム以外）」が2件、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）」が1件。 |

|  |
| --- |
| 母親の就労状況 |

### ⑶　放課後児童クラブ（学童保育）の利用

|  |
| --- |
| ①放課後児童クラブの利用 ・「利用している」が31.0％、「利用していない」が69.0％。  ・利用日数は「5日」が最も多く4件、次いで「3日」が3件、うちの土曜日の利用は全て「ない」。  ・利用している理由は「現在利用している」が9件、「家族・親族などを介護しなければならない」が1件。  ・満足度（「大変満足」＋「ほぼ満足」）は「①施設･環境（建物・備品など）」、「④病気やケガの時の対応」、「⑦安全対策」、「⑧衛生対策」でそれぞれ100％、その他でも50％以上。  ・要望は「その他」が最も多く5件、次いで「現在のままでよい」が3件。  ・利用していない理由は「現在就労していないから」が最も多く45.0％、次いで「その他」が35.0％、「就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」が15.0％。  ・利用希望は「利用したい」が5.0％、「今後も利用しない」が95.0％。  ②小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望  ・「少年団活動（野球・サッカーなど）」が最も多く58.6％、次いで「利用を希望しない」が41.4％、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が34.5％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 放課後児童クラブ満足度 | 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望 |

### ⑷　病気やケガの際の対応

|  |
| --- |
| ①代わって子どもの面倒をみてくれる人  　・「放課後児童クラブを利用したい」が最も多く86.2％、次いで「面倒をみてくれる人はいない」が6.9％、「お子さんのおじやおば」が3.4％。  ・子どものお世話を頼める期間は「必要なだけ」が最も多く57.7％、次いで「わからない」が23.1％、「1週間程度」が15.4％。 |

### ⑸　宿泊を伴う一時預かり等の利用

|  |
| --- |
| ①一時預かり等の利用 ・「ある」が24.1％、「ない」が75.9％。  ・利用した理由は「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」及び「その他」が最も多くそれぞれ3件。  ・年間の一時預かり等の利用希望利用希望日数は「1日～5日」の4件のみ。 |

### ⑹　職場の両立支援制度

|  |
| --- |
| ①母親の育児休業の取得 ・「取得した」が17.2％、「取得しなかった」が72.4％。  ・実際の取得期間は子どもの年齢が「1歳」が3件、「0歳」が1件。  ・希望していた取得期間は子どもの年齢が「0歳」が2件、「1歳」が2件。  ・「希望」より早く復帰した理由は「希望する保育所に入るため」及び「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」がそれぞれ1件。  ・「希望」より遅く復帰した理由は「自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため」及び「職場の受け入れ態勢が整っていなかったため」がそれぞれ1件。 ②母親の短時間勤務制度の利用 　・「利用した」が最も多く3件、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、元々短時間勤務だった）」及び「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」がそれぞれ1件。  　・利用しなかった理由は「仕事が忙しかった」の1件のみ。 ③父親の育児休業の取得 　・「取得しなかった」の82.8％のみ。  ④育児休業を取得しなかった理由  　・母親では「働いていなかった」が最も多く76.2％、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が9.5％。  　・父親では「配偶者や祖父母等にみてもらうなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多く41.7％、次いで「職職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「その他」がそれぞれ16.7％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 母親の育児休業の取得 | 育児休業を取得しなかった理由 |

### ⑺　子育て

|  |
| --- |
| ①宛名の子どもにかかる経費（1か月当たり） ・学校にかかるお金は「4千円～6千円未満」が最も多く34.5％、次いで「1万円～1万2千円未満」が24.1%、「6千円～8千円未満」が20.7％。  ・学校以外にかかるお金は「0円～2千円未満」が最も多く37.9％、次いで「4千円～6千円未満」が20.7％、「1万円～1万2千円未満」が13.8％。  ②すべての子どもにかかる経費（1か月当たり） 　・学校にかかるお金は「1万円～2万円未満」が最も多く47.1％、次いで「2万円～3万円未満」が23.5％。 　・学校以外にかかるお金は「0円～1万円未満」が最も多く41.2％、次いで「1万円～2万円未満」及び「4万円～5万円未満」が17.6％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 宛名の子どもにかかる経費（1か月当たり） | すべての子どもにかかる経費（1か月当たり） |

### ⑻　現在の暮らし

|  |
| --- |
| ①家庭の普段の家計 ・「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が最も多く51.7％、次いで「黒字であり毎月貯金をしている」が多く34.5％、「赤字であり貯金をとりくずしている」が10.3％。 ②家庭の収入の内訳 ・「児童手当」が最も多く89.7％、次いで「あなたの就労収入」が82.8％、「配偶者の就労収入」が75.9％。 ③家庭の年収の合計金額 ・「600～700万円未満」が最も多く24.1％、次いで「700～800万円未満」が17.2％、「500～600万円未満」が13.8％。 ④年収に占める割合の大きいもの ・「配偶者の就労収入」が最も多く55.2％、次いで「あなたの就労収入」が34.5％、「その他の家族の就労収入」が6.9％。  ⑤住民税非課税世帯  ・「非課税世帯ではない」が最も多く86.2％、次いで「非課税世帯である」が6.9％、「わからない」が3.4％。 ⑥経済的な理由で過去1年間にあったこと ・家族が必要とする食料を買えなかったことは「全くなかった」が最も多く82.8％、次いで「まれにあった」が10.3％、「ときどきあった」が3.4％。  ・冬に暖房が使えなかったことは「全くなかった」が最も多く89.7％、次いで「まれにあった」が6.9％。  ⑦過去1年間の未払い ・「あった」で最も多かったのは「⑧クレジットカードや他の借金の支払い」の6.9％、次いで「①電話料金（携帯電話・スマートフォン含む）」、「②電気、ガス、水道のいずれかの料金」、「④公的年金」がそれぞれ3.4％。⑧現在の家族の貯金額の合計 ・「わからない」が最も多く27.6％、次いで「500～1,000万円未満万円未満」が17.2％。 ⑨ローンや借金の返済 ・「住宅のため」及び「自動車購入のため」が最も多く37.9％、次いで「借金はない（2～10に該当するものはない）」が34.5％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭の普段の家計 | 家庭の年収の合計金額 |
| 年収に占める割合の大きいもの | 現在の家族の貯金額の合計 |

### ⑼　制度の利用や意見

|  |
| --- |
| ①子どもに関する施策等の情報手段  ・「よくある」で最も多かったのは「⑤学校などからのお便り」の55.2％、次いで「⑥家族や友人からの情報」が多く34.5％。  ・「全くない」で最も多かったのは「③SNS（LINE やツイッターなど）」の31.0％、次いで「②行政機関のホームページ」が27.6％。  ②相談機関・相談員を利用  ・全て「相談する必要がなかった」が最も多く、「④母子家庭等就業・自立支援センター」、「⑦民生委員・児童委員」、「⑧母子・父子自立支援員」でそれぞれ93.1％。  ③制度の利用  ・全て「利用する必要がなかった・制度の対象外だった」が最も多く、「②生活保護」で96.6％、次いで「③生活福祉資金」、「④母子父子寡婦福祉資金」でそれぞれ89.7％ |

### ⑽　自由意見

|  |
| --- |
| ①制度やサービス、相談機関の満足度  ・「医療機関の充実」、「社会保障制度の充実」、「子育て相談」等に関する意見があげられている。  ②子育て環境や支援  ・「施設の充実」に関する意見が多数あげられているほか、「イベント」や「支援の充実」、「教育機関の充実」、「経済的支援」等に対する意見があげられている。 |

広尾町子どもの生活実態（貧困対策）に関する調査結果報告書【概要版】

# Ⅰ　調査概要

## 1．調査目的

本調査は、広尾町における子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的とする。

## 2．調査概要

### ⑴　調査の種類

調査の種類としては、

①　小学校5・6年生、中学校1・2・3年生本人向

②　小学校5・6年生、中学校1・2・3年生の保護者向

③　高校生本人向

④　高校生の保護者向

の4種類を実施した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査の種類 | 配布方法 | 配布数（件） | 回収数（件） | 回収率（％） |
| ①　小学校5・6年生、  中学校1・2・3年生本人向 | 郵送配布  郵送回収 | 265 | 71 | 26.8 |
| ②　小学校5・6年生、  中学校1・2・3年生の保護者向 | 郵送配布  郵送回収 | 265 | 75 | 28.3 |
| ③　高校生本人向 | 郵送配布  郵送回収 | 185 | 55 | 29.7 |
| ④　高校生の保護者向 | 郵送配布  郵送回収 | 185 | 60 | 32.4 |

### ⑵　抽出方法

広尾町内の小学校5・6年生及び中学校1・2・3年生とその保護者、高校生とその保護者。

調査対象者の抽出方法は、住民基本台帳から無作為抽出とした。

### ⑶　調査時期

平成30年10月11日～11月26日

### ⑷　本報告書におけるデータの見方

集計・分析上の注意事項

・図表中の構成比（％）については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100.0％にならない場合がある。

・回答者件数が100件未満の場合、標本誤差が大きくなるため十分なデータ数とはいえないが、ここでは100件以上得られたデータと同様に、構成比による分析を行っている。なお、回答者件数が10件以下のものについては、件数による分析を行っている。

# Ⅱ　調査結果

## 1．調査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ①小学校5・6年生、  中学校1・2・3年生本人向 | ③高校生本人向 |
| 回答者属性 | 問1　性別 | 問1　性別 |
| 問2　学年 | 問2　居住場所 |
| - | 問3　通学している高校 |
| - | 問4　通っている場所 |
| 回答者の状況 | 問3　登校前日の就寝時間 | 問5　登校前日の就寝時間 |
| 問4　登校日の起床時間 | 問6　登校日の起床時間 |
| - | 問7　通学時間 |
| 問5　下校後の家事手伝いの時間 | 問8　下校後の家事手伝いの時間 |
| 問6　自分が使えるもの | - |
| - | 問9　アルバイトをしているか |
| - | 問9-1　アルバイト勤務日数・時間 |
| - | 問9-2　先月のアルバイト代 |
| - | 問9-3　アルバイトをしている理由 |
| 将来のこと | 問7　進学の希望 | 問11　進学の希望 |
| - | 問11-1　進学を希望しない理由 |
| 問8　家族からの進学希望 | 問10　家族からの進学希望 |
| 友達のこと | 問9　学校の親しい友達とのこと | 問12　学校の親しい友達とのこと |
| 問10　一番仲が良い友達 | 問13　一番仲が良い友達 |
| 普段の生活 | 問11　放課後に過ごす人 | 問14　放課後に過ごす人 |
| 問12　放課後過ごす場所 | 問15　放課後過ごす場所 |
| 問12-1　ほっとできる居場所 | 問15-1　ほっとできる居場所 |
| 問13　部活動の参加状況 | 問16　部活動の参加状況 |
| 問13-1　部活動に参加していない理由 | 問16-1　部活動に参加していない理由 |
| 問14　休日に過ごす人 | 問17　休日に過ごす人 |
| 問15　平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間 | 問18　平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間 |
| 問16　平日のゲームのプレイ時間 | 問19　平日のゲームのプレイ時間 |
| 問17　悩みごとや楽しいこと話す人 | 問20　悩みごとや楽しいこと話す人 |
| 問18　親のこと | 問21　親のこと |
| 食事や健康、暮らしのこと | 問19　朝食の状況 | 問22　朝食の状況 |
| 問19-1　朝食を食べない理由 | 問22-1　朝食を食べない理由 |
| 問20　平日に夕飯を食べる人 | - |
| 問21　現在の健康状態 | 問23　現在の健康状態 |
| 問22　家庭の経済面 | 問24　家庭の経済面 |
| 問23　転校の回数 | 問25　転校の回数 |
| 問24　この1週間の気持ち | 問26　この1週間の気持ち |
| 学校や勉強のこと | 問25　学校への気持ち | 問27　学校への気持ち |
| 問26　先生への気持ち | 問28　先生への気持ち |
| 問27　学校の授業の理解度 | 問29　学校の授業の理解度 |
| 問28　勉強がわからないときに教えてもらう人 | 問30　勉強がわからないときに教えてもらう人 |
| 問29　クラスにおける成績 | 問31　成績について |
| 問30　普段の学校の授業以外の勉強時間 | 問32　普段の学校の授業以外の勉強時間 |
| 問31　学習塾や家庭教師の利用 | 問33　学習塾や家庭教師の利用 |
| 自身のこと | 問32　自身について | 問34　自身について |
| 問33　過去1か月間に受けたいじめ | 問35　過去1か月間に受けたいじめ |
| 問34　過去1か月間にしたこと | 問36　過去1か月間にしたこと |
| 問35　自身にあてはまること | 問38　自身にあてはまること |
| - | 問37　小学生の頃の体験 |
| 自由意見 | 自由意見 | 自由意見 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ②小学校5・6年生、  中学校1・2・3年生の保護者向 | ④高校生の保護者向 |
| 回答者属性、家族状況 | 問1　回答者の続柄 | 問1　回答者の続柄 |
| 問2　年齢 | 問2　年齢 |
| 問3　家族の人数 | 問3　家族の人数 |
| 問3-1　子どもの人数 | 問3-1　子どもの人数 |
| 問3-2　別居している家族 | 問3-2　別居している家族 |
| 問3-3　家族形態 | 問3-3　家族形態 |
| 問4　母親／就労状況 | 問4　母親／就労状況 |
| 問4-1　母親／就労時間数 | 問4-1　母親／就労時間数 |
| 問4-2　母親／勤務体制 | 問4-2　母親／勤務体制 |
| 保護者の就労状況 | 問5　父親／就労状況 | 問5　父親／就労状況 |
| 問5-1　父親／就労時間数 | 問5-1　父親／就労時間数 |
| 問5-2　父親／勤務体制 | 問5-2　父親／勤務体制 |
| 家族の健康状況 | 問6　健康状態 | 問6　健康状態 |
| 問6-1　過去1か月間の健康上の問題 | 問6-1　過去1か月間の健康上の問題 |
| 問6-2　1か月間の状況 | 問6-2　1か月間の状況 |
| 問7　子どもの健康・発達の状況 | 問7　子どもの健康・発達の状況 |
| 問7-1　子どもの障がいの種類 | 問7-1　子どもの障がいの種類 |
| 問7-2　子どもの登校前日の就寝時間 | 問7-2　子どもの登校前日の就寝時間 |
| 問7-3　子どもの登校日の起床時間 | 問7-3　子どもの登校日の起床時間 |
| 問8　子どもの健康状態 | 問8　子どもの健康状態 |
| 問9　他の家族の健康状態 | 問9　他の家族の健康状態 |
| 問10　使用している保険証類 | 問10　使用している保険証類 |
| 問11　過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかったこと | 問11　過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかったこと |
| 問11-1　過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかった理由 | 問11-1　過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかった理由 |
| 問12　過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかったこと | 問12　過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかったこと |
| 問12-1　過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかった理由 | 問12-1　過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかった理由 |
| 子育て | 問13　子どもの登校の様子 | 問13　子どもの登校の様子 |
| 問14　子どもについてあてはまること | 問14　子どもについてあてはまること |
| 問15　塾や習い事 | - |
| - | 問15　子どもがアルバイトで負担している費用 |
| 問16　教育費 | 問16　教育費 |
| 問17　就学援助 | 問17　高等学校等就学支援金 |
| 問17-1　就学援助を受けていない理由 | 問17-1　就学援助を受けていない理由 |
| 問17-2　就学援助に関する意見や要望 | 問17-2　就学援助に関する意見や要望 |
| 問18　子どもへの進学希望 | 問18　奨学金 |
| - | 問18-1　奨学金の金額 |
| - | 問19　子どもへの進学希望 |
| 問18-1　進学のためのお金の準備状況 | 問20　進学する場合のお金の用意 |
| 問19　親子で旅行やキャンプ | - |
| 問20　子どものことの悩み | 問21　子どものことの悩み |
| 問21　日頃立ち話をするような付き合いのある人 | 問22　日頃立ち話をするような付き合いのある人 |
| 問22　子どもについての悩みや困りごとを相談する人 | 問23-1　子どもについての悩みや困りごとを相談する人 |
| - | 問23-2　自身についての悩みや困りごとを相談する人 |
| 問23　代わって子どもの面倒をみてくれる人 | 問24　代わって子どもの面倒をみてくれる人 |
| 問23-1　子どものお世話を頼める期間 | 問24-1　子どものお世話を頼める期間 |
| 現在の暮らし | 問24　家庭の普段の家計 | 問25　家庭の普段の家計 |
| 問25　経済的な理由で過去1年間にあったこと | 問26　経済的な理由で過去1年間にあったこと |
| 問26　過去1年間の未払い | 問27　過去1年間の未払い |
| 問27　家庭の収入の内訳 | 問28　家庭の収入の内訳 |
| 問27-1　家庭の年収の合計金額 | 問28-1　家庭の年収の合計金額 |
| 問27-2　年収に占める割合の大きいもの | 問28-2　年収に占める割合の大きいもの |
| 問27-3　住民税非課税世帯 | 問28-3　住民税非課税世帯 |
| 問28　現在の家族の貯金額の合計 | 問29　現在の家族の貯金額の合計 |
| 問29　ローンや借金の返済 | 問30　ローンや借金の返済 |
| 保護者の経験 | 問30　母親／最終学歴 | 問31　母親／最終学歴 |
| 問30-1　母親／15歳頃の家庭の経済状況 | 問31-1　母親／15歳頃の家庭の経済状況 |
| 問30-2　母親／15歳頃の居住場所 | 問32-2　母親／15歳頃の居住場所 |
| 問31　父親／最終学歴 | 問32　父親／最終学歴 |
| 問31-1　父親／15歳頃の家庭の経済状況 | 問32-1　父親／15歳頃の家庭の経済状況 |
| 問31-2　父親／15歳頃の居住場所 | 問32-2　父親／15歳頃の居住場所 |
| 制度の利用やご意見 | 問32　子どもに関する施策等の情報手段 | 問33　子どもに関する施策等の情報手段 |
| 問33　相談機関・相談員を利用 | 問34　相談機関・相談員を利用 |
| 問34　制度の利用 | 問35　制度の利用 |
| 自由意見 | 問34-1　自由意見／制度の満足度 | 問35-1　自由意見／制度の満足度 |
| 問35　自由意見／制度やサービス、相談機関の満足度 | 問36　自由意見／制度やサービス、相談機関の満足度 |
| 問36　自由意見／子育て環境や支援について | 問37　自由意見／制度や支援策について |

## ２．小学校5・6年生、中学校1・2・3年生に関する調査結果

### ⑴　回答者属性・状況

|  |
| --- |
| ①性別 ・「男」が43.7％、「女」が56.3％。 ②学年 ・「小学校5年生」及び「小学校6年生」が最も多く23.9％、次いで「中学校1年生」が18.3％。 ③登校前日の就寝時間 ・「午後9時台」が最も多く35.2％、次いで「午後10時台」が29.6％、「午後11時台」が25.4％。 ④登校日の起床時間 ・「午前6時台」が最も多く67.6％、次いで「午前7時台」が21.1％、「午前5時台」が8.5％。 ⑤下校後の家事手伝いの時間 ・下校後の家事手伝いの時間は、「30分より少ない」が最も多く57.7％、次いで「まったくしない」が23.9％、「30分以上～1時間より少ない」が15.5％。 ⑥自分が使えるもの ・「ある」で最も多いのは「③自分専用の勉強机」及び「④自分専用の自転車」の95.8％、次いで「①子ども部屋（きょうだいと一緒に使っている場合もふくむ）」が87.3％。  ・ない場合の「ほしい」で最も多いのは「⑤自分専用の携帯電話、スマートフォン」の40.8％、次いで「②インターネットにつながるパソコン（きょうだいと一緒に使っている場合もふくむ）」が28.2％、「⑥友達と遊びに行くためのおこづかい」が16.9％。  ・ない場合の「ほしくない」で最も多いのは「②インターネットにつながるパソコン（きょうだいと一緒に使っている場合もふくむ）」の25.4％、次いで「⑥友達と遊びに行くためのおこづかい」が11.3％、「⑤自分専用の携帯電話、スマートフォン」が8.5％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 学年 | 自分が使えるもの |

### ⑵　将来のこと

|  |
| --- |
| ①進学の希望 ・「まだわからない」が最も多く39.4％、次いで「大学またはそれ以上」が25.4％、「短大・高等専門学校・専門学校まで」が23.9％。  ②家族が希望する進学の段階  ・「まだわからない」が最も多く47.9％、次いで「大学またはそれ以上」が26.8％、「高校まで」が12.7％。 |

### ⑶　友達のこと

|  |
| --- |
| ①学校の親しい友達とのこと ・「まったく思わない」で最も多いのは「②自分が本当に友達と思われているか気になる」の15.5％、次いで「⑤自分が友達にどう思われているか気になる」及び「⑧友達と意見が違うと不安になる」が14.1％。  ・「とてもそう思う」で最も多いのは「④友達を信頼している」の54.9％、次いで「①友達とは気持ちが通い合っている」が32.4％、「③友達と違う意見でも自分の意見はきちんという」が22.5％。  ②一番仲が良い友達  ・「学校の友達」が最も多く70.4％、次いで「スポーツチームや部活の友達」が19.7％。 |

### ⑷　普段の生活

|  |
| --- |
| ①放課後一緒に過ごす人 ・「まったくない」で最も多いのは「⑤近所の友達」の56.3％、次いで「③その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）」が47.9％、「きょうだい」が32.4％。  ・「よくある」で最も多いのは「①家族（祖父母、親せきなどもふくみます）」の52.1％、次いで「②部活動の友達」が39.4％、「きょうだい」が31.0％。 ②放課後過ごす場所 ・「そこではとくに過ごさない」で最も多いのは「⑩放課後児童クラブ」の90.1％、次いで「③学校以外の友達（近所の友達など）の家」及び「⑨商店街やショッピングセンター」が85.9％。  ・「週に1～2日」で最も多いのは「①自分の家」の25.4％、次いで「②同じ学校の友達の家」及び「④塾や習い事」が22.5％。  ・「週に3～4日」で最も多いのは「⑤学校（部活など）」の31.0％、次いで「⑥スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）」が11.3％。  ・「毎日」で最も多いのは「①自分の家」の49.3％、次いで「⑤学校（部活など）」が16.9％、「⑥スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）」が2.8％。  ③一番ほっとできる居場所  ・「自分の家」が最も多く87.3％、次いで「学校（部活など）」が5.6％。  ④部活動の参加状況  　・「参加している」が83.3％、「参加していない」が13.9％。 ⑤休日一緒に過ごす人　・「まったくない」で最も多いのは「③その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）」の66.2％、次いで「⑤近所の友達」が62.0％、「一人でいる」が38.0％。 |

|  |
| --- |
| ・「よくある」で最も多いのは、「①家族（祖父母、親せきなどもふくみます）」の77.5％、次いで「⑥きょうだい」が45.1％、「一人でいる」が14.1％。⑥平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間 ・「1時間以上～2時間より少ない」が最も多く23.9％、次いで「30分以上～1時間より少ない」及び「2時間以上～3時間より少ない」が19.7％。  ⑦平日のゲーム機によるゲームのプレイ時間  ・「まったくしない」が最も多く32.4％、次いで「1時間以上～2時間より少ない」が19.7％、「30分以上～1時間より少ない」が16.9％。  ⑧悩みごとや楽しいことを話す人  ・「ぜんぜん話さない」で最も多いのは「⑧その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）」の60.6％、次いで「⑥近所の友達」が54.9％、「⑦ネット上の友達」が50.7％。  ・「よく話す」で最も多いのは「①親」の40.8％、次いで「⑤学校の友達」が32.4％、「きょうだい」が11.3％。  ⑨親のこと  ・全て「あてはまる」（「まああてはまる」＋「非常にあてはまる」）が過半数となっている。  ・「非常にあてはまる」で最も多いのは「⑥親は私が外出するときの行き先や誰と一緒かを知っている」の52.1％、次いで「④親は私の興味や日常の活動について知っている」が40.8％。 |

### ⑸　食事や健康、暮らしのこと

|  |
| --- |
| ①平日の朝食 ・「毎日、食べる」が最も多く81.7％、次いで「たまに食べない日がある」が11.3％、「食べない日がよくある」が2.8％。  ・朝食を食べない理由は「時間がない」が54.5％、「おなかがすいていない」が45.5％。 ②平日に夕飯を一緒に食べる人 ・「親」が最も多く87.3％、次いで「きょうだい」が57.7％、「その他の家族（祖父母など）」が21.1％。  ③現在の健康状態  ・「よい」が最も多く50.7％、次いで「まあよい」が22.5％、「ふつう」が16.9％。  ④家庭の経済面  ・「ふつう」が最も多く46.5％、次いで「わからない」が19.7％、「ややゆとりがある」が14.1％。  ⑤転校の回数  ・「0回」が最も多く87.3％、次いで「1回」が8.5％、「2回」が1.4％。  ⑥この1週間の気持ち  ・「そうだ」（「ときどきそうだ」＋「いつもそうだ」）が最も多いのは「①いつものように何をしても楽しい」の87.4％、次いで「⑥楽しみにしていることがたくさんある」が84.5％、「⑨遊びに出かけるのが好きだ」が83.1％。  ・「そんなことはない」で最も多いのは、「⑦生きていても仕方ないと思う」の77.5％、次いで「⑤独りぼっちの気がする」が70.4％、「④泣きたいような気がする」が62.0％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭の経済面 | この1週間の気持ち |

### ⑹　学校や勉強のこと

|  |
| --- |
| ①学校への気持ち ・「あてはまる」（「まああてはまる」+「非常にあてはまる」）で過半数となったのは、「④学校では楽しいことがたくさんある」の64.8％、「②私はこの学校が好きだ」の55.0％、「①私は学校に行くのが楽しみだ」の53.0％。  ・「あてはまらない」（「まったくあてはまらない」+「あまりあてはまらない」）で過半数となったのは、「⑤本当は行きたいのに、家の事情で学校に行けない日がある」の90.2％。 ②先生への気持ち ・「あてはまる」（「まああてはまる」+「非常にあてはまる」）で過半数となったのは、「①先生は私のいうことを真剣に聞いてくれる」の63.4％、「③困っているときに先生は励ましてくれる」の56.3％、「④先生は生徒に公平に接してくれる」の52.1％。 ③学校の授業の理解度 ・「だいたいわかる」が最も多く59.2％、次いで「いつもわかる」及び「あまりわからない」が14.1％。 ④勉強がわからないときに教えてもらう人 ・「親」が最も多く54.9％、次いで「友達」が50.7％、「学校の先生」が49.3％。 ⑤クラスにおける成績 ・「まんなかあたり」が最も多く32.4％、次いで「よいほう」が23.9％、「どちらかというとよいほう」が21.1％。 ⑥普段（月～金曜日）の学校の授業以外の勉強時間 ・「30分以上、1時間より少ない」が最も多く40.8％、次いで「1時間以上、2時間より少ない」が25.4％、「30分より少ない」が18.3％。 ⑦学習塾や家庭教師の利用 ・「利用していない」が71.8％、「週に2日」が14.1％、「週に1日」が7.0％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 学校への気持ち | 先生への気持ち |

### ⑺　自身のこと

|  |
| --- |
| ①自身について ・「まったくそう思わない」で最も多いのは「③何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」の18.3％、次いで「⑤物事を人並みには、うまくやれる」が8.5％。  ・「とてもそう思う」で最も多いのは「①少なくとも人並みには、価値のある人間である」の11.3％、次いで「②いろいろな良い素質をもっている」及び「⑤物事を人並みには、うまくやれる」が9.9％。 ②過去1か月間に受けたいじめ ・全て「まったくない」が8割以上となっている。  ・「1～2回ある」で最も多いのは「③直接、悪口や嫌なことをいわれた」の8.5％、次いで「①仲間はずれや無視をされた」及び「②なぐられたり、けられたりした」が4.2％。  ・「3～5回ある」では「①仲間はずれや無視をされた」及び「③直接、悪口や嫌なことをいわれた」の1.4％のみ。  ・「6～10回ある」では「②なぐられたり、けられたりした」の1.4％のみ。 ③過去1か月間にしたこと ・全て「まったくない」が8割以上となっている。  ・「1～2回ある」で最も多いのは「③直接、悪口や嫌なことをいった」の7.0％、次いで「①仲間はずれや無視をした」が2.8％。  ・「3～5回ある」では「③直接、悪口や嫌なことをいった」の2.8％、次いで「②なぐったり、けったりした」が1.4％。 ④自身にあてはまること ・「そう思う」（「まあそう思う」+「とてもそう思う」で過半数を超えているのは「①どんなことでも、たいてい何とかなりそうな気がする」の62.0％、「④自分の性格についてよく理解している」の60.5％。 |

### ⑻　自由意見

|  |
| --- |
| ・アンケートの感想、学校や社会に関し、「アンケート」に関わる意見が多数あげられているほか、「施設の充実」や「授業の充実」、「地域社会」等に対する意見があげられている。 |

## ３．小学校5・6年生、中学校1・2・3年生の保護者に関する調査結果

### ⑴　回答者属性・家族状況

|  |
| --- |
| ①回答者の続柄 ・「母親」が最も多く78.9％、次いで「父親」が18.4％。 ②年齢 ・「40歳～50歳未満」が最も多く64.5％、次いで「30歳～40歳未満」が19.7％、「50歳～60歳未満」が11.8％。 ③家族の人数 ・「4人」が最も多く30.3％、次いで「5人」が27.6％、「3人」が22.4％。  ・子どもの人数は「2人」が最も多く44.7％、次いで「3人」が27.6％、「1人」が19.7％。  ・末子の生年月は「平成21年」が最も多く27.6％、次いで「平成23年」が20.7％、「平成22年」が17.2％。  ・別居している家族は「いない」が78.9％、「いる」が19.7％。  ・家族形態は「両親世帯」が最も多く65.8％、次いで「祖父母同居の両親世帯」が17.1％、「母子世帯」が11.8％。 |

### ⑵　保護者の就労状況

|  |
| --- |
| ①母親の就労状況 ・「パート・アルバイト」が最も多く48.7％、次いで「正規の職員・従業員」が19.7％、「働いていない」が10.5％。  ・1週当たりの就労時間数は「30時間～40時間未満」が最も多く28.8％、次いで「40時間～50時間未満」が27.3％、「20時間～30時間未満」が12.1％。  ・勤務体制は「あてはまる勤務はない」が最も多く45.5％、次いで「日曜・祝日出勤」が37.9％、「土曜出勤」が36.4％。  ②父親の就労状況  ・「正規の職員・従業員」が最も多く71.1％、次いで「自営」が11.8％、「会社・団体等の役員」が2.6％。  ・1週当たりの就労時間数は、「40時間～50時間未満」が最も多く44.8％、次いで「50時間～60時間未満」が20.9％。  ・勤務体制は「土曜出勤」が最も多く62.7％、次いで「日曜・祝日出勤」が53.7％、「早朝（朝5～8時）」が46.3％。 |

|  |
| --- |
| 母親の就労状況 |

### ⑶　家族の健康状況

|  |
| --- |
| ①健康状態 ・「健康である」が最も多く65.8％、次いで「通院している」が30.3％。  ・過去1か月間の健康上の問題は「ない」が88.2％、「ある」が10.5％。  ・1か月間の状況について「いつも」で最も多いのは「⑤何をするのも骨折りだと感じましたか」の5.3％、次いで「④気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」が3.9％。「全くない」で最も多いのは「②絶望的だと感じましたか」の71.1％、次いで「⑥自分は価値のない人間だと感じましたか」が68.4％。  ②子どもの健康・発達の状況  ・「健康である」が最も多く80.3％、次いで「通院している」が17.1％。  ・子どもの登校前日の就寝時間は「午後9時台」が最も多く32.9％、次いで「午後10時台」が30.3％、「午後11時台」が19.7％。  ・子どもの登校日の起床時間は「午前6時台」が最も多く69.7％、次いで「午前7時台」が18.4％、「午前5時台」が2.6％。  ③他の子どもの健康状態  　・「みんな健康である」が最も多く63.2％、次いで「きょうだいはいない」が15.8％、「通院している子がいる」が13.2％。  ④他の家族の健康状態  　・「みんな健康である」が最も多く64.5％、次いで「通院している家族がいる」が18.4％、「他の家族はいない」が7.9％。  ⑤使用している保険証類  　・「保険証（国民健康保険、健康保険、共済）」の回答のみで98.7％。  ⑥過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかったこと  　・「あった」が14.5％、「なかった」が84.2％。  　・受診させなかった理由は「仕事で連れていく時間がなかった」が最も多く7件、次いで「病院が遠いため」が5件。  ⑦過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかったこと  　・「あった」が18.4％、「なかった」が80.3％。  　・「仕事で時間がなかった」が最も多く85.7％、次いで「病院が遠いため」が28.6％、「お金がなかった」が21.4％。 |

### ⑷　子育て

|  |
| --- |
| ①子どもの登校の様子  　・「ほとんど休まず登校している」が最も多く92.1％、次いで「よく休むことがある」及び「その他」が2.6％。  ②子どもについてあてはまること  ・「非常にあてはまる」で最も多いのは「③お子さんが外出するとき行き先や誰と一緒か知っている」の56.6％、次いで「①お子さんの興味や日常の活動について知っている」が40.8％。  ③塾や習い事  　・「行っている」が51.3％、「行っていない」が47.4％。  ④宛名の子どもにかかる経費（1か月当たり）  ・学校にかかるお金は「5千円～1万円未満」が最も多く50.0％、次いで「0円～5千円未満」が14.5％、「1万円～1万5千円未満」が9.2％。  ・学校以外にかかるお金は「0円～5千円未満」が最も多く31.6％、次いで「5千円～1万円未満」が23.7％、「1万円～1万5千円未満」が17.1％。  ⑤すべての子どもにかかる経費（1か月当たり）  ・学校にかかるお金は「1万円～2万円未満」が最も多く27.9％、次いで「2万円～3万円未満」が14.8％、「3万円～4万円未満」が9.8％。  ・学校以外にかかるお金は「0円～1万円未満」が最も多く27.9％、次いで「1万円～2万円未満」が11.5％、「3万円～4万円未満」が6.6％。  ⑥就学援助  　・「受けている」が10.5％、「受けていない」が85.5％。  　・就学援助を受けていない理由は「必要なかった」が58.5％、「申請要件を満たしていなかった」が23.1％、「申請することに抵抗があった」が3.1％。  ⑦子どもへの進学希望  ・「四年制大学またはそれ以上」が最も多く36.8％、次いで「まだわからない」が25.0％、「高校」が15.8％。  ・進学のためのお金の準備の状況は「貯金や学資保険などで準備を始めている」が最も多く55.3％、次いで「全く目処はついていない」が25.0％、「時期になったら奨学金を利用する予定である」が10.5％。  ⑧過去1年間に親子で旅行やキャンプ  　・「行った」が59.2％、「行かなかった」が39.5％。  ⑨子どものことの悩み  　・「子どもの学習や進路」が最も多く50.0％、次いで「とくに悩みはない」が32.9％、「子どもの友達関係」が13.2％。  ⑩日頃立ち話をするような付き合いのある人  　・「他の子どもの親」が最も多く73.7％、次いで「職場の人」が59.2％、「それ以外の友人・知人」が53.9％。  ⑪子どもについての悩みや困りごとを相談する人  　・「同居の家族」が最も多く71.1％、次いで「それ以外の友人・知人」が63.2％、「同居していない家族・親戚」が55.3％。  ⑫代わって子どもの面倒をみてくれる人  　・「お子さんの祖父母」が最も多く69.7％、次いで「面倒をみてくれる人はいない」が10.5％、「お子さんのおじやおば」が3.9％。  　・子どものお世話を頼める期間は「必要なだけ」が最も多く74.1％、次いで「わからない」が20.7％、「2～3日程度」が5.2％。 |

### ⑸　現在の暮らし

|  |
| --- |
| ①家庭の普段の家計 ・「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が最も多く60.5％、次いで「黒字であり毎月貯金をしている」が19.7％、「赤字であり貯金をとりくずしている」が7.9％。  ②経済的な理由で過去1年間にあったこと  ・家族が必要とする食料を買えなかったことは「全くなかった」が最も多く82.9％、次いで「まれにあった」が7.9％、「ときどきあった」が5.3％。  ・冬に暖房が使えなかったことは「全くなかった」が最も多く92.1％、次いで「まれにあった」が2.6％、「ときどきあった」が1.3％。 ③過去1年間の未払い ・「あった」の回答が最も多いのは「②電気、ガス、水道のいずれかの料金」の10.5％、次いで「③家賃、住宅ローンのいずれかの支払い」及び「⑧クレジットカードや他の借金の支払い」が9.2％。  ④家庭の収入の内訳  ・「あなたの就労収入」が最も多く82.9％、次いで「配偶者の就労収入」が81.6％、「児童手当」が76.3％。  ・家庭の年収の合計金額は「700万円～800万円未満」が最も多く14.5％、次いで「500万円～600万円未満」が10.5％、「600万円～700万円未満」が9.2％。  ・年収に占める割合の大きいものは「配偶者の就労収入」が最も多く50.0％、次いで「あなたの就労収入」が27.6％。  ・住民税非課税世帯については「住民税非課税世帯」が最も多く76.3％、次いで「住民税非課税世帯である」が9.2％、「わからない」が5.3％。 ⑤現在の家族の貯金額の合計 ・「貯金はない」及び「500～1,000万円未満」が最も多く17.1％、次いで「10～50万円未満」が14.5％。 ⑥ローンや借金の返済 ・「自動車購入のため」が最も多く35.5％、次いで「住宅のため」が30.3％、「借金はない」が28.9％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭の普段の家計 | 年収に占める割合の大きいもの |

### ⑹　保護者の経験

|  |
| --- |
| ①母親の最終学歴 ・「高校卒業」が最も多く42.1％、次いで「短大・専門学校卒業」が38.2％、「大学卒業以上」が9.2％。  ・15歳頃の家庭の経済状況は「普通」が最も多く48.7％、次いで「やや苦しかった」が17.1％。  ・15歳頃の居住場所は「現在住んでいるのと同じ広尾町」が最も多く46.1％、次いで「その他道内の市町村」が23.7％、「近隣の市町村」が18.4％。 ②父親の最終学歴 ・「高校卒業」が最も多く35.5％、次いで「短大・専門学校卒業」が28.9％、「大学卒業以上」が14.5％。  　・15歳頃の家庭の経済状況は「普通」が最も多く30.3％、次いで「わからない」が18.4％、「やや苦しかった」が14.5％。  　・15歳頃の居住場所は「現在住んでいるのと同じ広尾町」が最も多く47.4％、次いで「近隣の市町村」が19.7％。 |

### ⑺　制度の利用やご意見

|  |
| --- |
| ①子どもに関する施策等の情報手段 ・「全くない」で最も多いのは「③SNS（LINE やツイッターなど）」の39.5％、次いで「②行政機関のホームページ」が31.6％、「インターネット検索」が21.1％。  ・「よくある」で最も多いのは「⑤学校などからのお便り」の53.9％、次いで「⑥家族や友人からの情報」が28.9％、「インターネット検索」が13.2％。 ②相談機関・相談員の利用 ・「相談したことがある・相談している」で最も多いのは「⑤保健師」の25.0％、次いで「③南十勝発達支援センター むぅく」が19.7％、「児童相談所」が10.5％。  ・「相談する必要がなかった」で最も多いのは「⑧母子・父子自立支援員」の88.2％、次いで「④母子家庭等就業・自立支援センター」及び「⑥スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」がそれぞれ86.8％。  ・「相談時間や場所が使いづらかった」は「①役場の相談窓口」の3.9％のみ。  ・「相談するのに抵抗感があった」で最も多いのは「⑤保健師」の9.2％、次いで「①役場の相談窓口」が6.6％。  ・「相談先や方法を知らなかった」で最も多いのは「⑥スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」の6.6％、次いで「③南十勝発達支援センター むぅく」、「⑤保健師」、「⑧母子・父子自立支援員」が2.6％。 ③制度の利用 ・「利用したことがある・利用している」で最も多いのは「①児童扶養手当」の22.4％、次いで「⑤母子年金、遺児手当」が9.2％。  ・「利用する必要がなかった・制度の対象外だった」で最も多いのは「②生活保護」及び「④母子父子寡婦福祉資金」の85.5％、次いで「③生活福祉資金」が82.9％。  ・「利用の仕方がわからなかった」で最も多いのは「①児童扶養手当」の22.4％、次いで「③生活福祉資金」及び「④母子父子寡婦福祉資金」が1.3％。 |

|  |
| --- |
| ・「制度やサービスについて全く知らなかった」で最も多いのは「③生活福祉資金」及び「④母子父子寡婦福祉資金」の3.9％、次いで「⑤母子年金、遺児手当」が2.6％。 |

|  |
| --- |
| 子どもに関する施策等の情報手段 |

### ⑻　自由意見

|  |
| --- |
| ・制度やサービス、相談機関の満足度について、「アンケート」や「支援の満足度」、「手続きについて」等に対する意見があった。 |

## ４．高校生に関する調査結果

### ⑴　回答者属性・状況

|  |
| --- |
| ①性別 ・「男」が43.6％、「女」が54.5％。 ②居住場所 ・「広尾町」が最も多く78.2％、次いで「それ以外」が10.9％、「十勝管内」が9.1％。 ③通っている高校 ・「全日制公立高校」が最も多く87.3％、次いで「全日制私立高校」が7.3％、「その他」が3.6％。 ④通っている場所 ・「自宅」が最も多く72.7％、次いで「下宿や寮」が21.8％、「親戚の家」が1.8％。 ⑤登校前日の就寝時間 ・「午後10時台」が最も多く32.7％、次いで「午後11時台」が30.9％、「午前0時台」が25.5％。 ⑥登校日の起床時間 ・「午前6時台」が最も多く54.5％、次いで「午前7時台」が30.9％、「午前5時台」が12.7％。 ⑦通学時間 ・「15分より少ない」が最も多く58.2％、次いで「15分以上～30分より少ない」が25.5％、「30分以上～45分より少ない」が5.5％。 ⑧下校後の家事手伝いの時間 ・「全くしない」が最も多く41.8％、次いで「30分より少ない」が38.2％、「30分以上～1時間より少ない」が14.5％。 ⑨アルバイトの状況 ・「している」が5.5％、「していない」が92.7％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 居住場所 | 通っている場所 |

### ⑵　将来のこと

|  |
| --- |
| ①家族が希望する進学の段階 ・「わからない」が最も多く27.3％、次いで「大学まで」が25.5％、「高校まで」及び「短大・高等専門学校・専門学校まで」がそれぞれ21.8％。  ②進学の希望  ・「短大・高等専門学校・専門学校まで」が最も多く32.7％、次いで「大学まで」が27.3％、「高校まで」が21.8％。  ・進学を希望しない理由について「非常にあてはまる」のは「①進学に必要なお金のことが心配だから」及び「②きょうだいの進学にお金がかかるから」が16.7％。 |

### ⑶　友達のこと

|  |
| --- |
| ①学校の親しい友達とのこと ・「全く思わない」で最も多いのは「②自分が本当に友達と思われているか気になる」の16.4％、次いで「⑧友達と意見が違うと不安になる」が9.1％、「⑤自分が友達にどう思われているか気になる」が3.6％。  ・「とてもそう思う」で最も多いのは「④友達を信頼している」の40.0％、次いで「①友達とは気持ちが通い合っている」が32.7％、「⑨友達と一緒にいても自分の意志で行動している」が23.6％。  ②一番仲が良い友達  ・「クラスの友達」が最も多く50.9％、次いで「スポーツチームや部活の友達」が29.1％、「特に仲の良い友達はいない」が5.5％。 |

### ⑷　普段の生活

|  |
| --- |
| ①放課後一緒に過ごす人  ・「全くない」で最も多いのは「⑧アルバイト先の友達」の92.7％、次いで「⑦恋人（彼氏・彼女）」が80.0％、「きょうだい」が54.5％。  ・「よくある」で最も多いのは「②部活動の友達」の54.5％、次いで「④学校の友達」が50.9％、「①家族（祖父母、親戚なども含みます）」が43.6％。 ②放課後過ごす場所 ・「そこではとくに過ごさない」で最も多いのは「③学校以外の友達（近所の友達など）の家」及び「⑦公園」のそれぞれ92.7％、次いで「⑪アイルバイト先」が89.1％。  ・「週に1～2日」で最も多いのは「①自分の家」の27.3％、次いで「⑤学校（部活など）」が14.5％、「④塾や習い事」が10.9％。  ・「週に3～4日」で最も多いのは「⑤学校（部活など）」の10.9％、次いで「①自分の家」、「⑥スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）」、「⑪アイルバイト先」が3.6％。  ・「毎日」で最も多いのは「⑤学校（部活など）」の52.7％、次いで「①自分の家」が29.1％、「⑥スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）」が12.7％。  ③一番ほっとできる居場所  ・「自分の家」が最も多く70.9％、次いで「学校（部活など）」が12.7％。  ④部活動の参加状況  　・「参加している」が74.5％、「参加していない」が20.0％。  　・部活動に参加していない理由について、「非常にあてはまる」では「①入りたい部がないから」が36.4％のみ、「あてはまる」では「アルバイトがるから」の9.1％のみ。。  ⑤休日一緒に過ごす人  　・「全くない」で最も多いのは「⑧アルバイト先の友達」の89.1％、次いで「⑦恋人（彼氏・彼女）」が76.4％、「③その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）」が56.4％。  　・「よくある」で最も多いのは「①家族（祖父母、親戚なども含みます）」の52.7％、次いで「②部活動の友達」が32.7％、「きょうだい」が18.2％。  ⑥平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間  ・「2時間以上～3時間より少ない」が最も多く23.6％、次いで「1時間以上～2時間より少ない」が21.8％、「3時間以上～4時間より少ない」が20.0％。  ⑦平日のゲーム機によるゲームのプレイ時間  　・「全くしない」が最も多く60.0％、次いで「30分より少ない」が9.1％。  ⑧悩みごとや楽しいことを話す人  　・「全然話さない」で最も多いのは「⑨ネット上の友達」及び「⑩その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）」の52.7％、次いで「⑧アルバイト先の友達」が50.9％。  　・「よく話す」で最も多いのは「①親」の45.5％、次いで「⑤学校の友達」が43.6％、「地元の友達」が12.7％。  ⑨親のこと  ・全て「あてはまる」（「まああてはまる」＋「非常にあてはまる」）が過半数となっている。  ・「非常にあてはまる」で最も多いのは「④親は私の興味や日常の活動について知っている」及び「⑥親は私が外出するときの行き先や誰と一緒かを知っている」のそれぞれ41.8％、次いで「①親は私のいうことを真剣に聞いてくれる」及び「⑤普段の活動について親は私と話し合う」がそれぞれ32.7％。 |

### ⑸　食事や健康、暮らしのこと

|  |
| --- |
| ①平日の朝食 ・「毎日、食べる」が最も多く83.6％、次いで「たまに食べない日がある」が7.3％、「いつも食べない」が5.5％。  ・朝食を食べない理由は「時間がない」が4件、「おなかがすいていない」が2件。 ②現在の健康状態 ・「よい」が最も多く43.6％、次いで「ふつう」が30.9％、「まあよい」が18.2％。  ④家庭の経済面  ・「ふつう」が最も多く61.8％、次いで「わからない」が12.7％、「大変苦しい」及び「やや苦しい」が9.1％。  ⑤転校の回数  ・「0回」が最も多く87.3％、次いで「1回」が7.3％。  ⑥この1週間の気持ち  ・「そうだ」（「ときどきそうだ」＋「いつもそうだ」）が最も多いのは「⑥楽しみにしていることがたくさんある」の89.1％、次いで「③元気いっぱいだ」及び「⑨遊びに出かけるのが好きだ」が83.6％。  ・「そんなことはない」で最も多いのは、「⑦生きていても仕方ないと思う」の87.3％、次いで「⑤独りぼっちの気がする」が81.8％、「④泣きたいような気がする」が63.6％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭の経済面 | この1週間の気持ち |

### ⑹　学校や勉強のこと

|  |
| --- |
| ①学校への気持ち ・「あてはまる」（「まああてはまる」+「非常にあてはまる」）で過半数となったのは、「④学校では楽しいことがたくさんある」の58.2％、「②私はこの学校が好きだ」の56.3％、「①私は学校に行くのが楽しみだ」の50.9％。  ・「全くあてはまらない」で最も多いのは「⑤本当は行きたいのに、家の事情で学校に行けない日がある」の77.5％、次いで「③学校を休みたいと思うことがよくある」が14.1％、「②私はこの学校が好きだ」が7.0％。 ②先生への気持ち ・「あてはまる」（「まああてはまる」+「非常にあてはまる」）で過半数となったのは、「①先生は私のいうことを真剣に聞いてくれる」の58.2％。 ③学校の授業の理解度 ・「だいたいわかる」が最も多く61.8％、次いで「あまりわからない」が16.4％、「わからないことが多い」が10.9％。 ④勉強がわからないときに教えてもらう人 ・「学校の先生」及び「友達」が最も多く69.1％、次いで「親以外の家族（きょうだいや祖父母など）」が16.4％。 ⑤現在と中学3年生の時の成績 ・現在の成績は学年の中でいうと、「どちらかというと良いほう」が最も多く32.7％、次いで「真ん中あたり」が25.5％、「どちらかというと良くないほう」が23.6％。  ・中学3年生のときの成績はクラスの中でいうと、「真ん中あたり」が最も多く40.0％、次いで「どちらかというと良くないほう」が16.4％。 ⑥普段（月～金曜日）の学校の授業以外の勉強時間 ・「1時間以上、2時間より少ない」が最も多く25.5％、次いで「30分以上、1時間より少ない」が21.8％、「全くしない」が18.2％。 ⑦学習塾や家庭教師の利用 ・「利用していない」が81.8％、「週に2日」及び「週に3日」が5.5％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 学校への気持ち | 先生への気持ち |

### ⑺　自身のこと

|  |
| --- |
| ①自身について ・「全くそう思わない」で最も多いのは、「③何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」の14.5％、次いで「②いろいろな良い素質をもっている」が7.3％。  ・「とてもそう思う」で最も多いのは、「①少なくとも人並みには、価値のある人間である」及び「④大体において、自分に満足している」の9.1％、次いで「⑤物事を人並みには、うまくやれる」が5.5％。 ②過去1か月間に受けたいじめ ・全て「全くない」が9割以上となっている。  ・「1～2回ある」では「①仲間はずれや無視をされた」、「③直接、悪口や嫌なことをいわれた」、「④パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをされた」がそれぞれ1.8％。 ③過去1か月間にしたこと ・全て「全くない」が9割以上となっている。  ・「1～2回ある」では「①仲間はずれや無視をした」の1.8％のみとなっている。  ・「3～5回ある」では「③直接、悪口や嫌なことをいった」及び「④パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをした」がそれぞれ1.8％。 ④小学生の頃の体験 ・「全くなかった」で最も多いのは「⑨家の人が勉強をみてくれること」の10.9％、次いで「⑤家族で宿泊旅行に行くこと」及び「⑩わからないことがあれば先生に質問をすること」が5.5％。  ・「よくあった」で最も多いのは「③誕生日にプレゼントをもらうこと」の87.3％、次いで「④クリスマスの特別な食事を用意してもらうこと」が81.8％。  ⑤自身にあてはまること  　・「とてもそう思う」で最も多いのは「③つらいことでも我慢できるほうだ」の21.8％、次いで「⑥人の気持ちや微妙な表情の変化を読み取るのが上手だ」及び「⑦自分は粘り強い人間だと思う」が18.2％。 |

### ⑻　自由意見

|  |
| --- |
| ・アンケートの感想、学校や社会のことについて、「アンケート」や「教育機関の充実」、「地域社会」に対する意見があった。 |

## ５．高校生の保護者に関する調査結果

### ⑴　回答者属性・家族状況

|  |
| --- |
| ①回答者の続柄 ・「母親」が最も多く75.0％、次いで「父親」が18.3％。 ②年齢 ・「40歳～50歳未満」が最も多く53.3％、次いで「50歳～60歳未満」が多く36.7％。 ③家族の人数 ・「4人」が最も多く31.7％、次いで「5人」が多く28.3％、「3人」が16.7％。  ・子どもの人数は「2人」が最も多く41.7％、次いで「3人」が多く26.7％、「1人」が21.7％。  ・別居している家族は「いない」が43.3％、「いる」が51.7％。  ・家族形態は「両親世帯」が最も多く56.7％、次いで「祖父母同居の両親世帯」が20.0％、「母子世帯」が10.0％。 |

### ⑵　保護者の就労状況

|  |
| --- |
| ①母親の就労状況 ・「パート・アルバイト」が最も多く26.7％、次いで「正規の職員・従業員」が21.7％、「自営」が16.7％。  ・1週当たりの就労時間数は、「40時間～50時間未満」が最も多く44.9％、次いで「30時間～40時間未満」が16.3％、「0時間～10時間未満」が12.2％。  ・勤務体制は「土曜出勤」が最も多く38.8％、次いで「あてはまる勤務はない」が36.7％、「日曜・祝日出勤」が32.7％。  ②父親の就労状況  ・「正規の職員・従業員」が最も多く51.7％、次いで「自営」が18.3％、「会社・団体等の役員」が10.0％。  ・1週当たりの就労時間数は「40時間～50時間未満」が最も多く40.8％、次いで「50時間～60時間未満」が22.4％。  ・勤務体制は「土曜出勤」が最も多く61.2％、次いで「早朝（朝5～8時）」が51.0％、「日曜・祝日出勤」が44.9％。 |

|  |
| --- |
| 母親の就労状況 |

### ⑶　家族の健康状況

|  |
| --- |
| ①健康状態 ・「健康である」が最も多く71.7％、次いで「通院している」が21.7％。  ・過去1か月間の健康上の問題は「ない」が85.0％、「ある」が13.3％。  ・1か月間の状況について「いつも」で最も多いのは「①神経過敏に感じましたか」及び「⑥自分は価値のない人間だと感じましたか」の3.3％。「全くない」で最も多いのは「②絶望的だと感じましたか」の76.7％、次いで「⑥自分は価値のない人間だと感じましたか」が60.0％。  ②子どもの健康・発達の状況  ・「健康である」が最も多く86.7％、次いで「通院している」が10.0％、「障がいがある（難病を除く）」が3.3％。  ③他の子どもの健康状態  　・「みんな健康である」が最も多く80.0％、次いで「通院している子がいる」が8.3％、「きょうだいはいない」が6.7％。  ④他の家族の健康状態  　・「みんな健康である」が最も多く56.7％、次いで「通院している家族がいる」が28.3％、「他の家族はいない」が8.3％。  ⑤使用している保険証類  　・「保険証（国民健康保険、健康保険、共済）」が最も多く96.7％、次いで「生活保護の医療券」が1.7％。  ⑥過去1年間で子どもを病院や歯医者に受診させなかったこと  　・「あった」が13.3％、「なかった」が81.7％。  　・受診させなかった理由は「仕事で連れていく時間がなかった」が最も多く4件、次いで「病院が遠いため」が3件。  ⑦過去1年間で自身が病院や歯医者に行けなかったこと  　・「あった」が21.7％、「なかった」が75.0％。  　・「仕事で時間がなかった」が最も多く76.9％、次いで「お金がなかった」が30.8％、「病院が遠いため」が23.1％。 |

### ⑷　子育て

|  |
| --- |
| ①子どもの登校の様子  　・「ほとんど休まず登校している」が最も多く93.3％、次いで「時々休むことがある」が5.0％。  ②子どもについてあてはまること  ・「非常にあてはまる」が最も多いのは「③お子さんが外出するとき行き先や誰と一緒か知っている」の31.7％、次いで「①お子さんの興味や日常の活動について知っている」の21.7％。  ③子どもがアルバイトで負担している費用  　・「アルバイトをしていない」が最も多く71.7％、次いで「お小遣い」が11.7％。  ④宛名の子どもにかかる経費（1か月当たり）  ・学校にかかるお金は「1万円～2万円未満」が最も多く33.3％、次いで「0円～1万円未満」及び「2万円～3万円未満」が16.7％。  ・学校以外にかかるお金は「0円～1万円未満」が最も多く28.3％、次いで「1万円～2万円未満」が15.0％。 |

|  |
| --- |
| ⑤すべての子どもにかかる経費（1か月当たり）  ・学校にかかるお金は「2万円～4万円未満」が最も多く23.4％、次いで「0円～2万円未満」が14.9％。  ・学校以外にかかるお金は「0円～2万円未満」が最も多く19.1％、次いで「2万円～4万円未満」及び「6万円～8万円未満」が8.5％。  ⑥高等学校等就学支援金  　・「受けている」が60.0％、「受けていない」が30.0％。  　・高等学校等就学支援金を受けていない理由は「必要なかった」及び「申請要件を満たしていなかった」が最も多く27.8％、次いで「申請したが認定されなかった」及び「申請することに抵抗があった」がそれぞれ16.7％。  ⑦奨学金の受給  ・「奨学金は受けていない」が最も多く78.3％、次いで「給付型（返済の必要がない）の奨学金」が6.7％、「貸与型（将来返済する必要がある）の奨学金」が3.3％。  ⑧子どもの進路  　・「就職」及び「四年制大学進学」が最も多くそれぞれ26.7％、次いで「専門学校進学」が23.3％。  ⑨進学する場合のお金の用意  　・「奨学金を利用する」が最も多く63.3％、次いで「貯金を当てる」が41.7％、「学資保険を当てる」が33.3％。  ⑩子どものことの悩み  　・「とくに悩みはない」が最も多く41.7％、次いで「子どもの学習や進路」が28.3％、「子どもの就職」が21.7％。  ⑪日頃立ち話をするような付き合いのある人  　・「他の子どもの親」が最も多く58.3％、次いで「それ以外の友人・知人」が56.7％、「職場の人」が50.0％。  ⑫悩みや困りごとを相談する人  　・子どもについて相談する人は「同居の家族」が最も多く70.0％、次いで「同居していない家族・親戚」が51.7％、「それ以外の友人・知人」が43.3％。  　・自身について相談する人は「同居の家族」及び「同居していない家族・親戚」が最も多く60.0％、次いで「それ以外の友人・知人」が55.0％。  ⑬代わって子どもの面倒をみてくれる人  　・「お子さんの祖父母」が最も多く65.0％、次いで「面倒をみてくれる人はいない」が10.0％、「お子さんのおじやおば」が8.3％。  ⑭子どものお世話を頼める期間  　・「必要なだけ」が最も多く58.3％、次いで「わからない」が20.0％、「1週間程度」が5.0％。 |

### ⑸　現在の暮らし

|  |
| --- |
| ①家庭の普段の家計 ・「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が最も多く38.3％、次いで「黒字であり毎月貯金をしている」が18.3％、「赤字であり貯金をとりくずしている」が16.7％。  ②経済的な理由で過去1年間にあったこと  ・家族が必要とする食料を買えなかったことは「全くなかった」が最も多く80.0％、次いで「まれにあった」が10.0％。  ・冬に暖房が使えなかったことは、「全くなかった」が最も多く85.0％、次いで「まれにあった」が5.0％。 ③過去1年間の未払い ・「あった」で最も多いのは「⑥税金」及び「⑧クレジットカードや他の借金の支払い」の16.7％、次いで「①電話料金（携帯電話・スマートフォン含む）」、「④公的年金」、「⑦給食費」が10.0％。  ④家庭の収入の内訳  ・「あなたの就労収入」が最も多く81.7％、次いで「配偶者の就労収入」が70.0％、「児童手当」が33.3％。  ・家庭の年収の合計金額は、「700万円～800万円未満」が最も多く16.7％、次いで「1,000万円～1,500万円未満」が10.0％、「500万円～600万円未満」が8.3％。  ・年収に占める割合の大きいものは「配偶者の就労収入」が最も多く20.0％、次いで「あなたの就労収入」及び「その他の家族の就労収入」が16.7％。  ・住民税非課税世帯については「非課税世帯ではない」が最も多く73.3％、次いで「非課税世帯である」が11.7％、「わからない」が6.7％。 ⑤現在の家族の貯金額の合計 ・「わからない」が最も多く23.3％、次いで「貯金はない」が20.0％、「500～1,000万円未満」が11.7％。 ⑥ローンや借金の返済 ・「自動車購入のため」が最も多く35.0％、次いで「住宅のため」が26.7％、「子どもの教育費のため」が20.0％。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭の普段の家計 | 年収に占める割合の大きいもの |

### ⑹　保護者の経験

|  |
| --- |
| ①母親の最終学歴 ・「高校卒業」が最も多く43.3％、次いで「短大・専門学校卒業」が23.3％、「大学卒業以上」が10.0％。  ・15歳頃の家庭の経済状況は「普通」が最も多く36.7％、次いで「やや苦しかった」が18.3％、「大変苦しかった」が11.7％。  ・15歳頃の居住場所は「現在住んでいるのと同じ広尾町」が最も多く46.7％、次いで「近隣の市町村」及び「その他道内の市町村」が13.3％。 ②父親の最終学歴 ・「高校卒業」が最も多く40.0％、次いで「短大・専門学校卒業」が25.0％、「大学卒業以上」が8.3％。  ・15歳頃の家庭の経済状況は「普通」が最も多く36.7％、次いで「わからない」が15.0％、「大変苦しかった」が11.7％。  ・15歳頃の居住場所は「現在住んでいるのと同じ広尾町」が最も多く51.7％、次いで「その他道内の市町村」が13.3％、「近隣の市町村」が10.0％。 |

### ⑺　制度の利用やご意見

|  |
| --- |
| ①子どもに関する施策等の情報手段 ・「全くない」で最も多いのは「③SNS（LINE やツイッターなど）」の53.3％、次いで「②行政機関のホームページ」が50.0％。  ・「よくある」で最も多いのは「⑤学校などからのお便り」の40.0％、次いで「⑥家族や友人からの情報」が28.3％、「インターネット検索」が13.3％。 ②相談機関・相談員の利用 ・「相談したことがある・相談している」で最も多いのは「③南十勝発達支援センター むぅく」の11.7％、次いで「①役場、社会福祉協議会などの相談窓口」が8.3％。  ・「相談する必要がなかった」で最も多いのは「④母子家庭等就業・自立支援センター」の86.7％、次いで「⑧母子・父子自立支援員」が85.0％、「⑦民生委員・児童委員」が81.7％。  ・「相談時間や場所が使いづらかった」は「①役場の相談窓口」の3.9％のみ。  ・「相談するのに抵抗感があった」で最も多いのは「①役場、社会福祉協議会などの相談窓口」の5.0％、次いで「⑤保健師」が3.3％。  ・「相談先や方法を知らなかった」で最も多いのは「⑥スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」及び「⑧母子・父子自立支援員」の5.0％、次いで「①役場、社会福祉協議会などの相談窓口」、「③南十勝発達支援センター むぅく」、「⑦民生委員・児童委員」が3.3％。 ③制度の利用 ・「利用したことがある・利用している」で最も多いのは「①高等学校等就学支援金」の65.0％、次いで「③児童扶養手当」が33.3％、「就学援助」が20.0％。  ・「利用する必要がなかった・制度の対象外だった」で最も多いのは「④生活保護」の83.3％、次いで「⑤生活福祉資金」及び「⑥母子父子寡婦福祉資金」が80.0％。  ・「利用の仕方がわからなかった」で最も多いのは「⑤生活福祉資金」の5.0％、次いで「①高等学校等就学支援金」、「②就学援助」、「④生活保護」、「⑥母子父子寡婦福祉資金」が多く1.3％。 |

|  |
| --- |
| ・「制度やサービスについて全く知らなかった」で最も多いのは「⑥母子父子寡婦福祉資金」の3.3％、次いで「③児童扶養手当」、「⑤生活福祉資金」、「⑦母子年金、遺児手当」が1.7％。 |

### ⑻　自由意見

|  |
| --- |
| ・制度やサービス、相談機関の満足度について、「手続きについて」や「窓口の対応」、「良かった点」、「課題」等に対する意見があった。 |



**広　尾　町**

**第２期　広尾町子ども・子育て支援事業計画　**

令和2年３月

発行　広尾町

編集　広尾町保健福祉課子育て支援室

　　　〒089－26９2　住所　広尾郡広尾町西4条7丁目１番地

TEL　01558-2-0172　FAX　01558-2-6662

ホームページ　<http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/>

E-mail　 h-jido@town.hiroo.lg.jp